

第Ⅰ章 はじめに

【Ⅰ】委員長挨拶

全学連第81回大会はコロナ危機の中、異例の形態での開催となる。感染の不安もある中、全国から学生が参加し、こうして大会を開催できること自体、当たり前のもではない。感染対策は講じた上で、開催場所の変更といった防衛上の問題を解決し、コロナ危機だからこそ大会を開催する意義があることを確認しよう。そしてコロナ危機でも闘ってきたからこそ、こうして大会を開催できているのだ。まずはじめに、大会の開催そのものを一つの勝利として確認したい。

今次大会の意義は主に以下の3点となる。第一に、**大学改革をめぐって全国大学の中でも最も鋭く政府・大学役員会と学生との対立が表面化している京大における学生運動**について。京大は10月1日より湊長博新総長体制が発足し、これまで以上の規制強化・処分・弾圧が予想される。この湊体制を迎え撃ち、大学改革を頓挫させることは全学連にとって焦眉の避けることのできない課題だ。湊体制打倒を実現し、京大を大学改革に対する反転攻勢の一大拠点としよう。京大学生運動はこの間、昨春秋以来の処分撤回運動を基盤に、全学自治会同学会、学生寮、学部自治会、サークルなど様々な領域で飛躍的前進を遂げてきた。この飛躍的前進をもっと進めるためには、2011年の京大全学自治会同学会再建以来の全過程を緻密に総括し、改めて学内の全学自治を形成する責任勢力として私たちが登場しなければならない。

第二に、2011年以来の**第Ⅰ期学生自治会再建運動を総括し、コロナ危機下での第Ⅱ期学生自治会再建運動を開始すること**だ。コロナ危機は大学の矛盾を暴露した。いまや高すぎる学費、学内活動への規制、オンライン授業、その他の問題への怒りは、すべての大学で渦巻いているといっても過言ではない。その中で、一部の大学において、コロナ危機から学生自治会の建設または発展・強化へとつながる重要な取り組みがなされている。また、市民運動・消費者運動的に展開されている運動も、正しい方向性さえあれば学生自治会建設運動へと一瞬で転化するであろう。コロナという「危機」の中で、大学の「日常」を問題にして、キャンパスにこだわって闘ってきた全学連の正しさは自ずと証明されたと言っていいたいだろう。いよいよ全学連の本領発揮のときだ。そのためにも、第Ⅰ期学生自治会再建運動を総括し、その教訓と、すでに各大学で始まっている実践を学び、第Ⅱ期学生自治会再建運動を開始しよう。

第三に、**政府が進めている大学改革を改めて丁寧に学ぶこと**だ。全学連は大学改革の問題を常に取り上げ、その学習も重視してきた。正確な情勢認識があつてこそ、方針も確立できるからだ。こういった姿勢により、全学連は各大学で起こる規制強化や学生に対する抑圧を「大学改

革」という一つの絵図にまとめ、全国的・政治的闘いとして取り組むことができたのだ。しかし、政府はこの間、大学改革を一層加速し、最終的完成を狙っている。この政府の加速に全学連の側はすこしも遅れることなく追いつき、つねに敵の狙いを分析し、反撃の策を練らなければならない。この間加速している大学改革について学び、京大および全国における学生運動の前進の土台としよう。

いまや情勢は大激動の時代に入った。コロナ危機は、資本主義社会が人間存在とは非和解であることを全世界に暴露した。世界中で新自由主義の下では人間は生きられないという怒りが高まっている。この情勢をすこしも見過ごすことなく、全学連の発展を実現しよう。その土台として、コロナ感染が懸念される中ではあるが、対策には気をつけた上で、大会を成功させていきたい。

【Ⅱ】国内外情勢

大会において総括や方針を論議する前に、まずは国内外の情勢を簡単に確認したい。私たちがいまどういう時代に生きているのか、私たちを取り巻く社会はどうなっているのかを知っておくことは、運動の大前提となるからだ。

※参考として、読むべき新聞記事を掲載している。特筆なき限り朝日新聞、2020年。

（Ⅰ）国内情勢

i. コロナ不況の深刻化

内閣府が8月17日に公表した4～6月期のGDPの一次速報は、物価変動の影響を除いた実質（季節調整値）で前期比7.8%減、年率換算では27.8%減。リーマン・ショック後の2009年1～3月期は年率17.8%減、石油危機後の1974年1～3月期は13.1%減で、戦後最大規模の落ち込みとなる。内訳としては、GDPの半分以上を占める個人消費が前期比8.2%減、企業の設備投資が1.5%減、輸出（訪日観光客の消費も含まれる）が18.5%減となっている。

日本に比べ感染が拡大した米国の場合は年率約33%減、ユーロ圏は約40%減となっており、世界的には日本以上の大不況となっている。

リーマン・ショックの際、4兆円（当時のレートで約57兆円）の景気対策を打ち出し、「世界を救った」と評された中国については、1～3月期と異なりプラス成長とはなったが、世界経済を牽引できるだけの余裕はない。リーマン・ショックと異なり、「世界を救う」存在が欠けるなか、世界同時不況は長期化の様相を呈している。

- ・「GDP、戦後最悪の下落　４～６月、年率２７．８％減」（８月18日）
- ・「景気腰折れ、牽引役不在　外出自粛や操業中断、響く」（同）
- ・「進む財政・金融一体化の危うさ　金利の消滅で死んだ市場」（８月22日）
- ・「世界救った中国の『４兆元』　米中摩擦で深まる後遺症」（2018年10月22日）

ii. コロナ対応のずさんさと社会の真実

読売新聞社が８月７～９日に実施した世論調査によれば、政府のコロナ対応を「評価しない」は66％（前回７月３～５日調査48％）となり「評価する」は27％（同45％）となった。また、「安倍首相が新型コロナへの対応で指導力を発揮している」と思わない人は78％に上った。

朝日新聞の世論調査でも同様の傾向が出ている。同紙の分析によれば、全体としてコロナ対応への評価の低さが目立っただけでなく、これまで安全保障関連法や森友・加計疑獄、公文書改ざんなどの問題について「冷めた」対応をし、これらの問題があっても内閣支持率があまり下落しなかった30代以下について、今回は内閣支持率が大幅に減少し、そのことが全体の内閣支持率を押し下げたという。また、英誌エコノミストの調査によると、先進諸国における政府のコロナ対応をめぐる、日本はOECD加盟国全21カ国中13位となったという。

- ・「新型コロナの政府対応『評価せず』　66％…読売世論調査」（読売・８月９日）
- ・「内閣支持率、『岩盤支持層』だった30代も低下　背景は」（８月３日）
- ・「日本はギリギリ及第点　新型コロナ対応、検査で最低評価―英誌調査」（時事・６月18日）

iii. 権力者・資本家を追及する労働者の闘い

こうした政府の無策とは逆に、「エッセンシャル・ワーカー（必須労働者）」の生きるための闘いが巻き起こっている。安倍首相は４月17日の記者会見で電力や鉄道、ごみ収集などの職種を挙げながら、感謝の言葉を述べたが、まさに「口だけ」で実際の支援などは一切行っていない。こうした中、病院はコロナ患者を受け入れることに伴う病床数の削減や新規患者受け入れが減少したため、コロナを受け入れた病院の約８割が赤字となった。そうしたツケは労働者へと回され、医労連の調べによれば３分の１の医療機関で昨年夏よりボーナスが引き下げられ、中には東京女子医科大のようにボーナスがゼロという事例すら発生した。しかし、労働者はこれに反撃し、千葉県の二和病院でのストライキは社会的に報道され、また東京女子医科大についても労働組合の闘いがありボーナスのゼロは撤回された。

一方で、こうした労働組合の闘いが社会的に報道されたこともあり、「エッセンシャル・ワーカー」という概念が社会的に普及、政府の無策とも相まって、実際に社会を動かしているのは誰かということが鮮明になりつつある。

- ・「医療従事者の賞与カット相次ぐ　新型コロナで病院収支悪化―離職検討やストライキも」（時事・７月22日）
- ・「コロナで負担増の病院　待遇巡り医師、看護師らスト」（テレ朝・７月17日）
- ・「コロナ対応病院の８割赤字　経営圧迫深刻に―団体調査」（時事・８月６日）

iv. 改憲＝戦争に突き進む政府

政府は６月25日、秋田県と山口県に配備を予定していた陸上配備型イージス・システム「イージス・アショア」の導入計画を撤回すると正式に発表した。地元住民による反対運動が前提となり、最後はブースター問題による断念となった。ところが、自民党はこれをも奇貨とし敵基地攻撃能力の保有を本格的に求めはじめている。安倍首相もそれに同調しており、早ければ年末の国家安全保障戦略改定によって敵基地攻撃能力の保有が具体化する可能性もある。

- ・「陸上イージス頓挫、安保戦略初改定へ　盾持てぬなら矛？」（６月20日）
- ・「陸上イージス代替、決め手欠く3案　増艦に人工浮島…」（８月６日）

v. 政府の腐敗

政府は「身内」からの相次ぐ汚職に揺れている。森友問題をめぐっては、自死した元近畿財務局職員の遺族が国と佐川宣寿元理財局長に計約１億1200万円の損害賠償を求めて大阪地裁に提訴し、現在裁判が進行中である（８月18日に第一回口頭弁論）。河井汚職（昨年７月の参院選広島選挙区をめぐる買収事件）をめぐっては、公職選挙法違反で起訴された河井克行・案里の裁判が８月25日から東京地裁ではじまっている。検察の起訴状では、地元議員44名（合計2140万円）、後援会関係者も含めると計100人に合計2900万円を渡したとされている。実際、すでに広島県内では三原市長や安芸太田町長をはじめ多くの首長・議員が買収の事実を認めて辞職している。なお、広島県議は14名、広島市議は13名が受領したとされているが、いずれも辞職もせず、裁判で名前が出るまでは黙っているなどの対応を取っている始末である。またIR汚職をめぐっては、１月に収賄罪で起訴された秋元司・元内閣府IR担当副大臣が、組織犯罪処罰法違反（証人等買収）の疑いで逮捕された。収賄罪をめぐって共犯として起訴されている中国企業関係者は、８月26日に初公判があり、いずれも起訴内容を認めている。

- ・「開示たった10枚、なぜなのか 赤木雅子さん陳述全文」（8月18日）
- ・「森友公務災害文書、『開示されず苦しみ』 妻、弁論で訴え」（8月19日）
- ・「『おとがめ無し』、政治責任は 現金受領の議員ら『正直ホッと』 河井前法相夫妻起訴」（7月9日）
- ・「『記憶ないはあり得ない』初公判で実名出た100人は」（8月25日）
- ・「『なんかおかしいよね』 たまる地方の不満、党员も減少」（8月8日）
- ・「中国企業側も秋元議員への贈賄認める IR汚職初公判」（8月26日）

（2）国際情勢

vi. 米国の没落と米中対立

かつての覇権国＝米国の没落に規定されて、基軸国の座を軍事力も含めてなんとしても保持しようとする米国と、新たな覇権国家の座を狙う中国との対立は激化する一方である。ポンペイオ米国務長官は7月25日、ニクソン政権以来の関与政策の破綻を宣言。「（歴代の）政策当局者は中国が繁栄すれば自由で友好的な国になると予測したが関与は変化をもたらさなかった」「レーガン大統領はソ連について『信用するが検証せよ』としたが、中国共産党については『信用せず、検証せよ』だ」などと敵意をむき出しにした。

米国はニクソン政権時代の1972年に中共政府を承認し、以降は改革開放政策の下、発展を目指す中国を支えることで政治や社会の変化を促すという「関与政策」を、共和党と民主党の枠を超えて踏襲してきた。ところが、この間の中国の覇権主義的振る舞い（一帯一路をはじめとする対外膨張政策、南シナ海の軍事拠点化、国産空母の就役や対艦弾道弾の導入などの軍備強化、香港に対する弾圧など国内の強権的支配）によって、こうした関与政策は失敗したとの見方が強まっている。中国を制御して米国のヘゲモニー下に置くことは失敗し、むしろ中国は強大化しすぎて米国そのものを脅かす存在となったのである。それが、関与政策から封じ込めへの転換へとつながっている。

こうした中での領事館の閉鎖合戦である。トランプ政権が一昨年よりはじめた「関税戦争」は米国へのダメージも大きかった。そこで、こうした領事館の閉鎖やコロナウイルスを「中国ウイルス」と呼ぶなどの排外主義によって、国内の不満を排外主義的に回収するとともに、中国への圧力を強化している。また、中国製造2025のような中国の発展をなんとしても遅延・妨害させようと、経済的合理性を抜きにしてファーウェイ排除などを行っている。

大統領選でトランプと争う民主党のバイデン前副大統領も、中国の動きを「深刻な挑戦」と表現しており、バイデン陣営の外交政策担当顧問は「米国と中国はお互いに競争相手」と語っている。米中対立は決して「トランプによる選挙目当てのパフォーマンス」などではなく、根底的に

は米中のヘゲモニー逆転がある。したがって、政権党がどうなろうと、大きな方向性は変わらない。もっともバイデンはトランプが中国に貿易摩擦で制裁関税をかけてきたことには「自滅的だ」と否定的。逆に問題視しているのは、トランプの関心が低い中国国内の人権問題で、バイデンは「私が大統領になれば、米外交のコアは人権問題となる」と語っている。

- ・「米中強硬、対立は新段階 ポンペオ長官『新たな民主主義の同盟を』」（7月25日）
- ・「中国のスパイ活動、領事館職員が指示 米司法省高官が明かす」（7月25日）
- ・「バイデン氏、外交は協調路線 貿易では保護主義に理解も」（8月20日）

vii. 追い詰められて核兵器・軍事に頼る列強諸国

核兵器禁止条約の発効が迫り、また国内では民衆の反乱が相次ぎ、列強諸国の権力者は追い詰められている。だからこそ、核兵器を含む軍備強化にあらゆる列強諸国が邁進している。

米国は昨年12月に宇宙軍を（従来の統合軍とは別に、陸・海・空・海兵・沿岸警備と並ぶ軍種として）設立。今年2月には、戦術核（TNT換算で約5キロトン規模）を弾頭とするSLBMを配備しはじめた。これは2018年のNPR：核体制の見直しを受けたもので、NPRでは「米国の核兵器の方が不相応に破壊的だという理由で、敵国が米国からの核の報復を恐れることなく、米国に対して小型核兵器を使用できると考えるかもしれない」としている。すなわち、核使用の敷居を下げ、先制攻撃あるいは報復攻撃で核兵器を使用しやすくする狙いがある。

対する中国も軍備強化を進めている。米国に先駆けて極超音速滑空ミサイル（DF-17）を実用化し、NCW：ネットワーク中心の戦いに向けての軍備再編も行われている。こうした中で日本政府も、ヘリ空母いずも型（写真右）の通常空母への改修とF-35Bの導入、独自の「超音速滑空弾」の開発、そしてついには敵基地攻撃能力の保有など、軍備強化を進めている。



viii. コロナによる社会の大激動～世界中で民衆の大反乱

（米国） ※詳細：別紙参照

5月の警察による黒人男性殺害事件を機に、全米で人種差別へ抗議する運動が高揚している。抗議行動がここまで高揚したのは、警察による黒人殺害事件が米国内の構造的差別の現れだからだ。

コロナの感染拡大によって富裕層は資産を増やし、これまでジェントリフィケーションで地元の人々を排除してきたIT企業の高収入の労働者はテレワークに移行し郊外へ引っ越す。片や、貧困層はコロナで失業するか、職に就いていられても十分な感染対策もないなか働き続けなければならない。この構造が人種差別と一体で存在することが、運動の長期化の前提にある。朝日新聞の記事はこの現実を「分極社会」と評し、こう述べている。「米国の巨大IT企業は入社したばかりの若手エンジニアでも、年収が15万ドル（約1600万円）ほどあると言われる。新型コロナウイルスの感染が広がっても高い給与を維持し、ワーク・ライフ・バランスも享受できる——。危険にさらされながら働くスーパー従業員とは、別世界だ。」

（レバノン）

8月4日に首都ベイルートで死傷者数千人の大爆発があったレバノンでは、以前からあった腐敗や格差に怒り爆発事故の責任を追及する民衆の闘いが高揚している。昨年10月には景気が低迷し、高失業率に苦しむ国民に対して政府が増税案を示すと、反政府デモが起き、当時の首相を退陣に追い込んだ。世界銀行の推定では、国民の4割以上が貧困層。インフラ整備は滞り、ベイルートでも1日数時間は電気が通らず、ごみ収集も行き届いていない。朝日新聞の記事はこう締めくくられている。「人々が求めるのは、単なる選挙以上の抜本的な刷新だ。デモに参加した23歳の若者はA P通信の取材にこう答えた。『今のリーダーたちの系譜は途絶えるべきだ。古いレバノンの死と、新しいレバノンの誕生を望んでいる』」



（香港）

昨年から若者を先頭に市民の大決起が継続している香港では、中央政府の反革命政策として6月30日に「香港国家安全維持法」が施行された。同法の施行直後から香港独立を訴える旗を所持していたなどの理由で10人が逮捕され、それを皮切りに外国籍を有する活動家や民主派新聞オーナーを含め弾圧の嵐が継続している。また、立法院選挙もコロナを理由に延期が決定されるなど、専制政治は急速に強化されている。

こうした中央政府の姿勢には国際的批判も集まるが、それでも強硬姿勢が維持されるのは、経済への影響は薄いと中央政府が考えているからだという。たしかに6月初旬に在香港米国商工会議所がまとめた会員企業への調査では、計8割超が「心配」と回答しているが、外国企業の間で香港での事業を縮小・撤退する動きは広がっていない。中国の巨大市場への足がかりを維持した

いとの思惑に加え、抗議デモが収まれば安定したビジネス環境が回復するとの期待もあるという。米国も「返り血」を浴びるような制裁には踏み込まないと見られ、実際個人を対象にした制裁は発動されても香港経済に影響の出る（つまり米国企業にも影響の出る）制裁には踏み込んでいない。

（ベラルーシ）

大統領選の不正疑惑に端を発したベラルーシにおけるルカシェンコ大統領の退陣を求める反政府デモは、最大で10万人を結集し、2週間にわたって継続している。これまで政権の支持基盤であった国営企業からも労働者が反旗を翻し、ルカシェンコ大統領の退陣を迫っている。

- ・「米富裕層の資産、コロナ禍の3カ月で6.2兆円増える」（CNN・6月5日）
- ・「米コロナ対策、超富裕層に恩恵集中 株高で資産急増」（日経・7月18日）
- ・「人種差別と格差、コロナで浮き彫り 米でやまぬ抗議デモ」（6月2日）
- ・「時給10ドル、マスクなく急死 怒りの矛先は億万長者に」（7月19日）
- ・「米経済、コロナからの回復『K』字形？ 広がる格差懸念」（8月24日）
- ・「抗議のデモ、香港緊張 国家安全法施行、大通りには機動隊員」（7月1日）
- ・「『習主席は覚悟を決めた』 放置できなかった香港の動き」（同）
- ・「レバノン、腐敗・格差に怒り 低迷する経済、爆発被害重なる」（8月10日）
- ・「ベラルーシ、抗議広がる 首都に10万人超」（8月24日）
- ・「『退陣しろ』市民連呼 警官に『立ち去れ』 ベラルーシ、首都緊迫」（同）

【3】まとめ

いまや世界中でコロナ危機が社会の真実を暴き出し、それによって民衆の大反乱がはじまっている。昨年、世界は「デモの年」と言われたが、その勢いは加速している。新自由主義は人々を分断、市場の中に投入するが、だからこそアンチテーゼとして新自由主義に怒り、これと闘う運動をも作り出す。世界の民衆と連帯し、新自由主義を終わらせる運動を日本からも作り出そう。

第Ⅱ章 大学改革の現段階

【0】大学改革の歴史的系譜とその目的

1971年	中教審答申（46答申）
1981年	第2臨調設置（～83年）
1984年	臨教審設置（～87年）
1991年	大学審議会答申「大学設置基準および学位規則の改正について」
2001年	小泉構造改革の開始、文科省「遠山プラン」、東京大駒場寮廃寮
2004年	国立大学法人化
2006年	東北大有朋寮廃寮、法大闘争の幕開け
2010年	第2期中期目標・中期計画（～15年）
2012年	文科省「大学改革実行プラン」、全国学生自治会再建運動
2013年	文科省「国立大学改革プラン」
2014年	文科省「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する有識者会議」
2015年	防衛省「安全保障技術研究推進制度」。戦後初の公然たる軍事研究制度の開始
2016年	第3期中期目標・中期計画（～21年）、「3つの重点支援の枠組み」
2017年	指定国立大学法人制度運用開始（東京大、京都大、東北大）
2018年	経団連「今後のわが国の大学改革のあり方に関する提言」
2020年	文科省「国立大学の戦略的経営実現に向けた検討会議」 名古屋大と岐阜大の経営統合
2022年	第4期中期目標・中期計画

第二次世界大戦において大学が果たした役割の反省から大学自治を復権して以降、学生は1948年の全学連結成、60年・70年安保とこれを継承・発展させていく闘いに立ってきた。一方で、支配階級が戦後占領期から一貫して狙ってきた大学改革は、1971年の中教審答申で大学自治・学生自治の破壊を方針化し、中曽根政権下の第2臨調、臨教審を契機に、新自由主義政策の一環として加速してきた。

その狙いは、「教育の商業化」すなわち「大学の資本隷従」、果ては「大学の戦争動員」にある。そしてその貫徹のために、学生の団結体を徹底的に破壊することが行われてきたといえる。

【1】従来の大学改革の基本：教育の商業化―産官学連携

2004年の国立大学法人化に象徴されるように、支配階級は大学の民営化・商業化を進めてきた。新自由主義政策により、それまで公共サービスとして整備されてきたあらゆる公的部門が商業化されていく中で、教育も金儲けの手段に作り替えられてきている。そうして国立大学は、学長を社長とする一企業となり、学生は学費を納めて教育サービスを楽しむ消費者的な「お客様」、あるいは大学が生産して企業に出荷される「労働力商品」として扱われるようになってきている。

大学を支配する構造については、各大学の経営を、企業や地方自治体などの学外者が半数以上を占める経営協議会が担うことで、支配階級の意思が大学経営に反映されている。教育研究については、形式上は教育研究協議会が担うことになってはいるものの、サイフを握っている経営協議会の影響は計り知れない。このようにして、大学の私物化が進行してきた。

【2】新たな段階に入ろうとしている大学改革

そうした中、国立大学法人については、2022年からの第4期中期目標・中期計画の策定を控え、更なる改革に向けた議論が政府内外で活性化している。今年2月から、閣議決定をもとに始まった「国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議」（以下、「検討会議」）では、政府、資本家、大学人が集まり、次なる国立大学の経営戦略が議論されている。

その目的は、国立大学が「Society5.0社会の到来に対応する世界に伍する教育研究を展開することで、社会変革の原動力としての役割」を担い、「社会変革のエンジンとして我が国の成長に大きく貢献するために、待ったなしの改革」を断行することにある（柏井高等教育局長/第一回検討会議）。これまでの大学改革は、大学を資本の支配下に置くことを意図して外行的に行われてきたが、いよいよ国立大学の持つ知的資源をブルジョア的利用に供し、さらには国立大学自らを更なる新自由主義的社会変革の原動力としていくということである。つまりこれまでの大学改革は、大学を資本の勢力下に組み込むことが重要であったが、新たな段階は、大学自身がひとつの企業になることを進めようとしているのである。

【3】コロナ禍を利用したオンライン教育の浸透について

新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、全国の大学でオンライン授業が実施されているが、コロナ禍が終息したのちも、オンライン教育を継続的に利用していくことが検討されている。

アフター・コロナ、ポスト・コロナを見据えて、どう戦略的に備えていくかという意味で、デジタル・ニューディールというのはやはり今やるべきことであろうと思います。そのときに、大学は全教員が、好むと好まざるとにかかわらずデジタル技術活用に向かっていくという状況ですので、これを活用して大学を変えていく好機であると思っています。

（五神真・東京大学総長/第三回検討会議）

非常に不幸なコロナ禍ではあるんですが、これをいいトリガーにして、オンライン化、遠隔教育を是非大きく前進させていただきたいと思います。

（小林善光・三菱ケミカルHD取締役社長/第三回検討会議）

これらのオンライン化・デジタル化の方針は、コロナ禍に突然湧いて出た方針ではなく、もともと狙われていたことが、合理化と学生の分断という観点から行われているものであり、コロナ禍を利用して前倒し的に実行されようとしているものである。

合理化の観点について言えば、第四回検討会議では国立大学の定員の自由化が議論されている。これは、大量の「原材料」を入学させ、一律の教育で「加工」して、大量の「製品」を企業に出荷するという、マスプロ（大量生産）教育の浸透を狙ったものだ。このようなマスプロ教育では、少数の教員で大量の学生に授業を受けさせるなど、低コストで労働力商品を生産することができるが、オンライン教育を導入すれば更なる合理化が可能になってくる。マスプロ教育のほかに、京都大学の一部では、課題と授業の内容を反転させる「反転授業」にMOOCsが利用されており、山極壽一総長が第四回検討会議で「効果的」と誇らしげに語っている。

学生の分断＝自治破壊という観点から見ると、キャンパスという物理的空間での学生同士のつながりを無きものにしようとして行われている。オンライン授業が中心になれば、キャンパスで授業を受ける機会は圧倒的に削減される。結果として、課外活動・自治活動など学生同士のつながりは、その契機となる学生同士の出会いから徹底的に破壊される。キャンパスに通う必要がなくなれば、寮も必要なくなる。このようにして、学生自治が存立する基盤は徹底的に破壊され、学生は個別に分断され、互いを蹴落とし合う競争へと駆り出されていく。

経団連「今後のわが国の大学改革のあり方に関する提言」（2018年）では、「企業のニーズ」という視点から大学の人材教育についての方策を提言しており、MOOCsの活用などが謳われて

いる。デジタルニューディール（2019年12月補正予算で1兆円計上）の目玉はGIGAスクール構想＝小中学校教育のデジタル化であり、高等教育のみならず、初等・中等教育すらも大きく変質させ、さらに教育労働者の力を奪うものとして導入が検討されている。

このようにオンライン教育は、コロナ以前から導入が狙われてきたものである。

オンライン教育の問題は、単に教育の質が落ちるとか、大学ごとの特色が失われるとかいった次元の問題ではない。学生の団結を徹底的に破壊し、大学経営の合理化をしたいという支配階級の明確な意図が含まれた問題である。

オンライン技術そのものには、遠隔地を結び付ける革新的な可能性が満ちている。しかし、我々が見るべきは、どういう立場の人間が、どういう意図・目的を持って、このオンライン技術を導入しようとしているのかということではないだろうか。大学を支配階級の道具にしてはならないのと同じように、支配階級による「大学教育のオンライン化」を我々の立場から断固拒否しよう。

【4】大学の機能分化－GとLの二極化

第3期中期計画・中期目標を前に、運営費交付金に「3つの重点支援の枠組み」を創設することで、予算の出どころから大学の役割を分化した。

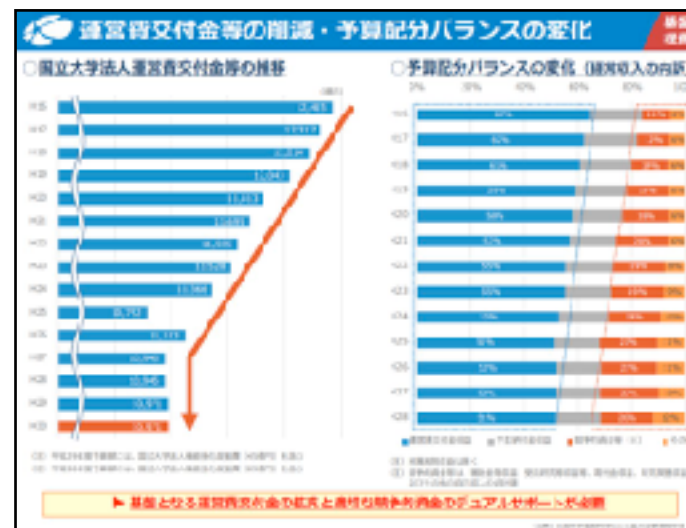
具体的には、①地域のニーズに応える人材育成・研究を推進（55大学）、②分野毎の優れた教育研究拠点やネットワークの形成を推進（15大学）、③世界トップ大学と伍して卓越した教育研究を推進（16大学）の3つから各大学が選択し、それに応じた目標設定と達成状況に応じて予算が配分されるという仕組みである。一方で、指定国立大学法人制度は、世界に伍する研究を行う大学について、規制緩和によって、研究機関としてのさらなる強化を促すものである。

これらの施策は、2005年の中央教育審議会答申にある「大学の機能分化」をもとに行われている。大学の機能分化とは、高度な研究を行う大学と人材育成を行う大学をはっきり分けてしまうということである。

文科省の「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する有識者会議」（2014年）に提出された資料で、富山和彦（株式会社経営協創基盤CEO・検討会議委員）が、大学をG（グローバル）型大学とL（ローカル）型大学に分けるべきと訴え、L型大学の文学部では「シェイクスピアではなく観光業で必要となる英語力や説明力を、法学部では憲法や刑法でなく道路交通法や大型免許の取得について学ぶべき」だと主張したことは象徴的である。

このようにして、G型と呼ばれる大学とL型と呼ばれる大学の二極化が起こり、ごく一部のG型大学のみが高度な研究を行い、残りのL型大学は軒並み職業訓練校と化していこうとしている。オンラインは特にこの後者を達成するマスプロ教育の実現に使われようとしているのであり、京大総長・山極が主張する「反転授業」はこの前者の文脈としてみてよいだろう。核心はいずれも、学生を新自由主義の「延命」の道具とし、そのために「エリート」（高級労働力）と「商品」に機能分化させるということだ。

【5】競争的資金と大学の戦争動員



大学改革の主要な影響の一つは、大学間・研究者間の資金獲得競争の激化である。国立大学法人化以降、国からの運営費交付金が毎年1%ずつ減らされていく中で、研究資金の獲得が大学や研究者にとっての至上命題になっている。研究費獲得競争の結果として、国や企業が研究費を提供する見返りに、「より良い請負業者」たるべく出資者の望む内容の研究に従事せざるを得なくなり、資本による隷従化がここでも進行する。

基礎的予算は削減される一方で、競争的資金は増額されていることは、明らかに支配階級が意図して大学・研究者間の分断・競争を激化させていることを示している。

そうした中、防衛装備庁の安全保障技術研究推進制度（2015年）が競争的資金として導入された。2016年には京都大と大阪大が米軍から研究資金の提供を受けていたことが明らかとなった。資金難にあえぐ研究者は、軍事研究をすることでしか、研究者として生きていくことができなくなっていく。このような状況は、研究者版経済的徴兵制と呼ばれる（池内了『科学者と戦争』2016）。

補足として、「デュアルユース」を理由に軍事研究を正当化する人もいるが、防衛省や米軍が資金提供している時点で、軍隊の意図によってその技術が使われることは明白であるし、軍事技術は最高機密にあたるので、そこから民生利用に転用できる技術は氷山の一角でしかない。「防

衛・自衛のための技術開発なら許される」という主張が欺瞞に満ちたものであることは、すべての戦争は自衛を名目に始まること、現在の自衛隊が敵基地攻撃能力の保有を目指していることから明らかである。

しかしながら、このような資金難のために国や企業の言いなりになり、挙句軍事研究にも手を染めなければならない研究者の現実深刻である。「良心的な大学人」では研究もろくにできなくなってしまう。京大の教員たちが「経営者」湊長博を総長に求めてしまうことは、この現実を反映していると言える。

【6】自己負担原則と私学を巡るイデオロギー攻防

新自由主義下で個人主義や自己責任・自己負担論が大学にも浸透した結果、学費は爆発的に値上がりし、奨学金についても返済義務のある貸与型や有利子型が増加した。その結果、在学中に学費を払うためにバイト漬けになるなど、経済的に苦しむ学生が増加している。また、学生ローンの返済のためには就職は絶対条件なので、就職競争の激化、さらには大学の就職予備校化にも拍車がかかる構造だ。

そんな中、山極壽一は第四回検討会議で「授業料の自由化」を大学の財源確保の手段として提言している。大学の苦しい財政を、大学の裁量で授業料を値上げして賄う魂胆である。しかし、山極のいる京都大学の状況はまだ楽観的な方で、深刻なのは定員割れの相次ぐ地方私立大学の方である。競争的資金の獲得もできず、学生も集まらない状況にあっては、運営経費を賄うために授業料を上げざるを得なくなる。

そもそも、私学の定員割れを引き起こした原因は、政府による大学設置についての無責任な規制緩和による大学の乱立である。1991年の大学設置基準の大綱化を契機として、1990年には372校だった私立大学は2012年には605校まで増加した。しかし、それ以降は横ばいとなり2019年の私立大学数は607校である。この変化は、文科省の私学政策について、規制緩和から「選別・淘汰」へと方針転換があったことを反映していると言える。

2012年「大学改革実行プラン」では、直ちに実施される方針として「早期の経営判断を促進するシステム」を導入し、「社会変化に適応できない大学等の退場」を実施・検討するとしている。このように、私立大学を巡っては、規制緩和で数を増やした後に、競争による淘汰を行うというデスゲームさながらの政策をとり、隷従化を進めてきたと言える。授業料の自由化や定員自由化（→マスプロ教育）のような、大学経営についての規制緩和も相まって、人気の大学と不人気の大学の格差はますます広がり、サバイバルレースは激化していく。オンラインはこのデスゲームを

進めるための決定的道具として位置づけられている。定員自由化の達成には、学生が「キャンパスにいる」ことを前提としない環境でなければ不可能だからだ。

また、財政を巡っても、国による私立大学の経常的経費の補助額は1980年の29.5%をピークにして2015年には9.9%まで減少し、代わりに学生の納める授業料などに76.3%（2014年）を依存している。私学の補助について定めた私立大学振興助成法（1975年）では、私立学校の役割を認め、学生の経済的負担を軽減すると口では言いながら、90年代以降の規制緩和で数を増やした結果、面倒を見れなくなって梯子を外したのである。

大学改革の根幹は、国立大学の隷従化であるが、自己負担原則等の教育の社会的位置づけについてのイデオロギー攻防を巡っては、このような私立大学の過程を無視することはできないだろう。教育の自己負担、すなわち教育を公的分野から私的なものに置き換えて、さらには金儲けの手段に変えていく目論見の中に私学重視政策はあったと言える。そしてその果てには、国公立大学も私立大学同然に変えていこうという狙いがあった。

大学の個性化、多様化を促進するために、大学設置基準等の画一的な諸規制、許認可条件を緩和し、一九九五年までの十年間をかけて、東京大学をはじめとする現在の国公立大学の学校法人への移管、分割民営化、私学化を促進し、我が国の高等教育制度を官学中心から私学中心の体系に転換するためのグランド・デザイン作りを着手する。

（香山健一・臨教審委員/「『画一性に死を－東大を私学にせよ！』提案一～一二」『NEXT』1985.3）

◇その他注視すべき動向

・留学生の「活用」

留学生の受け入れ重視＝安価で優秀な労働力の「輸入」。コロナ禍での給付金を巡って、留学生のみに成績要件が加えられていることが象徴的。国の発展に資する人材は支援するが、それ以外は切り捨てるあり方が透けて見える。

・アンブレラ方式

今年4月から名古屋大学と岐阜大学を1つの法人の下で経営するアンブレラ方式が導入され、更なる拡大が狙われている。2大学で共通する授業内容については遠隔授業で行うなど、オンライン教育の一環としても捉えられる。

【7】まとめ。大学の主人公は学生だ

大学改革を進める立場の視点からは、学生は主体的な存在ではなく、教育を受けさせる受動的な存在として認識されている。そして、経済的発展のためにはどのような教育を受けさせるのがよいか、学生が立ち入ることができない場所で検討されている。このように、大学改革において学生は常に彼岸に置かれ、汎用型労働力商品としての技能を注入されるか、グローバルリーダーの椅子をかけた競争に駆り立てられるかの受け身の選択を迫られる。

学生は常に受け身の存在だとみなされるだけでなく、実際に受け身の存在に落とし込まれていくことが大学改革の一切の前提となっている。そこには、学生がどんな大学・教育を求めるのかという希望は介在しない（大学の就職予備校としての役割を学生が求めているということについては、大卒者をよりよい待遇で採用する企業の側の振舞いに起因するものであり、より質の高い労働力商品を資本が求めた結果である。大卒を基礎的なステータスにしたのは、紛れもなく企業の側の要請である）。

このような学生の主体性の剥奪と、個人主義を基礎とする競争原理の導入のためには、学生の共同体である学生自治会を潰さなければならない。一方で学生の側は、闘いを通じて大学改革を当初の想定から大幅に遅れさせ、破綻させてきた（「自治寮は大学紛争の根源地」と謳った71年答申から半世紀が経っても学生寮を潰しきれていないなど）。だからこそ、大学自治・学生自治を継承・発展させてきた学生の力を奪うことが、大学改革の貫徹のための至上命題として必死になって取り組まれてきた。そして、支配階級はますます猛烈な攻撃を、10年前には法政大学で、そして今、京都大学で仕掛けてきている。これまでの闘いの全てを継承しながら、大学の支配権をめぐる階級的対立が、学生自治の最後にして最大の砦と呼ばれる京都大学で激突しているのである。ここでの決戦の行方が、今後の全国大学の運命を左右すると言って過言ではない。

政府や財界が語る未来の大学像は、視点によっては魅力的なものに映るかもしれない。しかし、これら大学改革を推し進めている人々が、いかなる立場から改革を進めているのかに注意を向けるべきだ。そして、大学改革を含めた新自由主義政策は、資本主義の延命措置でしかなく、その先にも、遅かれ早かれこの社会は限界を迎える。そこで私たち学生が希求すべきなのは、大学が金儲けや戦争ではなく、人類の発展のために用いられる社会の到来である。互いに競い合い蹴落とし合う社会ではなく、手を取り合ってより良い未来を志向できる社会である。

そのためには、現在の支配階級から社会の決定権を労働者学生のもとに奪い返す闘い、大学においては、学生の団結体としての学生自治会を復権させて、学生がキャンパスの支配権を握る闘いが求められていく。学生のアソシエーションと大学改革・新自由主義政策はもはや相容れない。大学改革を拒否し、学生の団結に依拠してオルタナティブな社会を求める立場で闘おう。

第Ⅲ章 学生運動（総括）

【1】はじめに——総括を共有しさらに前へ！

2004年の国立大学法人化は大学改革の歴史において画期であるが、現実の結果は常に大きな過程の一部分にすぎないように、この政策が実現される過程は決して予定調和ではなかった。大学改革が進む過程は、特に60～70年代に築かれた力関係・枠組みの破壊にほかならず、それは大学改革に立ち向かう学生運動側が原点を問われてきた歴史でもあった。

全学連もまた、大学改革が本格化する90～2000年代前半に多くの学生とともに悔しい思いをしてきた。そして、法大（法政大学）闘争を画期として「学生の団結に依拠すること」を運動の路線として確立し、2011年以降は「全国大学での学生自治会再建方針」を掲げて運動を展開してきた。良し悪しはあれ「全学連」だけで4～5つもあった状況は消え去り、約20年の間に大学キャンパスの中から新自由主義と対決する運動を構築できているのは、残念ながら私たち全学連だけとなってしまった。私たちはその意味で、新自由主義下で学生運動を闘いぬく「質」を示してきたといえる。一方で、「学生自治会」を公言しうるだけの「量」を、つまり多くの学生が参加するものとして学生自治運動を展開できているかといえば、まだまだ十分ではないだろう。

11年以来の学生自治会再建運動のなかで最も大きかった挑戦は、京大同学会の仲間たちと打ち抜いた15年京大反戦バリケードストライキである。この闘いは極めて重要だったが、そもそもずっと全学連が抱えていた未熟さが最も表れた闘いでもあった。私たちはその未熟さを乗り越えようと努力してきて、今に至る。

現在、情勢は一回りし、新自由主義の破産は多くの面で痛感されるようになっている。コロナ禍の中、多くの学生が大学当局の無責任を覆すための「（学生側の）力」を求めている。いまこそ、この約10年の学生自治会再建運動の総括をし、「質」だけでなく「量」を、真に学生全体を組織化できる運動を展開したい。

そのために、この章では2020年代全学連運動―「第Ⅱ期学生自治会再建運動」へ向けて、これまでの特に10年を「第Ⅰ期学生自治会再建運動」として総括を深めて共有し、教訓を提起したい。

【2】新自由主義大学と学生運動 ——90年代後半～法大闘争のなかで得た教訓

（1）90年代後半～法大闘争までの運動のなかで得た教訓

①教訓1. 学生自身の団結に徹底して依拠すること

◇80年代末～2000年代冒頭にかけて行われた、自治寮など学生自治の拠点の廃止の例

＊東大駒場寮への強制執行・廃寮（2001年）

＊京大における吉田寮廃寮阻止闘争→勝利

＊山形大学学寮が廃寮（2001年）

＊早稲田大学・第一学生会館および地下サークル棟が閉鎖（2001年）

＊法政大学学生会館の閉鎖・解体（2004年）

＊東北大学有朋寮への強制執行・廃寮（2006年）

※SNSもないなかで、知られずに解体された自治空間はもっとあったはず

※東北大学有朋寮の闘いは、次の時期（法大闘争）への端緒となった

当局との「確約」「合意」などは学生運動の力関係の産物であって、それ以上でも以下でもない。正当性として活用はできても、勝負を決する「力」ではないことを見据えること。「成果」はあとからついてくる。

教授など権威ある存在が運動に協力的な場合も同様。「退く場所」のある存在は、学生の団結した力が基盤にない限り運動に引き込まれてくることはまず無い。

＊東大駒場寮廃寮運動において当局が発した象徴的な言葉

「合意書は努力目標。学部は努力したので何の問題もない」（三鷹特別委員会）

「駒場を知のレジャーランドにする。学生自治は不要」（蓮寛重彦学部長）

＊「私は民主主義についての議論をパッケージにして売っている、大学に雇われた労働者です。大学に抗議するわけじゃないじゃないですか。あなたたちには協力できません」（法政大学政治学教授・細井保）

＊ナチスの言論弾圧についての講義をしながら、クラス討論をしようとする学生を平然と職員に突き出した法大教授

＊動労千葉（国鉄千葉動力車労働組合）の闘い。80年代の最大規模の攻撃＝国鉄分割・民営化に対して真っ向からストライキで闘って団結を維持した。強烈な資本家側の転換に立ち向かっ

てなぜ団結が維持できたのか——動労千葉の闘いから学ぶことも、上述の過程の重要な要素だったことを付記したい。

⇒この教訓1こそが最も大切だ。これ以降の教訓はこの点を軸に受けとめ、読んでほしい。

②教訓2. 権利は地平であると共に罣となる。「モノ」で団結してはならない

学生会館を使用するもののほとんどは、自主管理を行うことを厭うようになっていた（……）慢性的な人材不足（……）によって個々のサークル活動の時間、プライベート、授業時間等を全員で削って、業務を無理矢理に成り立たせている状態だった（……）学生自身の手による自主管理は崩壊していたのだ。我々は、その事実をただ隠蔽していただけだったのかもしれない。（法政大学学生会館連盟・解散総括 2004年）

24時間自主管理の自治サークル棟・法政大学学生会館は、学生運動の世界できわめて有名な自治空間であり、「西の西部講堂（京大）、東の学館（法大）」と並び称された空間だった。

しかしその実態は、サークル員総体の自治意識の低下（権利へのフリーライド状態）と、自治の担い手がいらないなかでの自治活動の専門化・執行部の管理者意識の上昇として、相互に促進しあう状況だった。

学生会館が解体に追い込まれた直接の理由は、学生が分裂して闘えなかったことだった。所属する個々のサークルは自らの活動空間を残そうと、代替施設（現在の外濠校舎）に入る優先権を得るため当局との裏取引に流れ、学生会館執行部もまたそういった学生たちを信頼せず当局との裏交渉に精を出したためであった。つまり、大学当局が踏み込んできた瞬間に、この「自治」の前提となる団結の基盤自体が消失してしまったのである。「空間内の配分権」という勝ちとった権利に安住してきたことが、崩壊の決定的要因となった。

戦後学生運動を代表する自治の拠点の無残な崩壊は、新自由主義に対応する路線を確立する必要を学生運動サイドに突きつけた象徴的事例だった。

結局、人間なんて札束でほったたけをひっぱたけば言うことを聞く生物じゃないのか。学生会館の解体をもって終わった古き法政大学の学生運動を総括して始まった法大闘争は、これら乗り越えるための必死の闘いでした。われら08執行部が決起の際に掲げたスローガン「一人の仲間も見捨てない」は、まさにその闘いの中から生み出された、当たり前のようにしかし、貫くことは本当に難しい実践方針です。しかし、それをやりぬく決意こそが法大闘争を法大闘争たらしめた最大の主体的要素です。（08文化連盟執行部総括 12年12月）

教訓1と2を徹底的に学生運動のなかに血肉にすべく闘われたところに法大闘争の最大の意義があった。新自由主義大学と立ち向かう「出発点」となった闘争としての意義を改めて確認したい。

※法大闘争の歴史の学習は改めて推奨したい！

※一貫したスローガンとしての「大学の主人公は学生だ」

③教訓3. 自分たちの闘いを社会全体の問題として捉えること。「モラトリアム運動」としての側面を乗り越えたこと

法大闘争は、これ以上一步も退けない（退かない）総力戦として全学連は構え、一大学にすぎない法政大学に全国の学生を集めて大規模な活動を展開した。法大当局もはじめてから公安警察と結託し、次々と学生を逮捕し、処分を乱発した。その結果、法大闘争では延べ逮捕者126名、起訴33名、13名に重い処分が下されることになった。

ふつうは「逮捕」や「処分」はひとつの運動の終わりとなる。それをやり抜いたのは、情勢を分析して時代を見据えるとともに、この闘いがそれ以前の学生運動の総括の上に歴史を背負って闘われていることを、運動の主体一人ひとりが強烈に自覚していたからである。実は法大闘争の当初、全学連は「新自由主義大学との闘い」だと位置づけておらず、約10年の当局対応の明らかな転換から、国の文教政策の転換を自覚していただけだった。

逆にこのような姿勢がなく、「立て看板やビラ配布の規制」くらいで「大学が公安警察を学内に導入するなんて思ってもいなかった」運動潮流は闘えなくなり、沈み込んでいった。ひとことでいって「（戦後的な）自由な大学」に依拠した運動は崩壊してしまった。

それとして、大学改革を問題だと感じる教授や学生グループはそれなりにいた。なぜ全学連のみが立ち向かえたか。その核心は、分析や宣伝の上手さ、理論的研鑽以上に、これまでの闘いの総括から「学生の団結した力（可能性）に徹底的に依拠すること」にこだわった運動路線にあったといえる。

「大学の態度を示すために、警察と数か月前から打ち合わせをしてやった」（06年、規制強化に反対した29名の学生が逮捕された事件に関して、後に当時の清宮総務部長が裁判でした証言）

④教訓4. 労学連帯の立場の確立。学生が拠って立つべき立場をつかみとったこと

「大学改革」が述べる「大学の自由化」はいまいな部分があり、当時のにはよくわからない部分も多かった。しかし、大学当局の凶暴な対応に必死に立ち向かうなかで分析を進め、ついには法大当局が「営業権」を掲げて宣伝活動を規制するに至って、単なる「学生運動つぶし」では

なく「大学の商業化」＝新自由主義政策がその背景にあるとつかんでいった。立ち向かう相手は大学の「管理者＝文科省・政府」以上に「資本」であると見据えるようになった。

つまり、「大学・学問は万人のためのもの」という論理は、特に新自由主義下において根本的に無意味であり、鮮明な階級意識が運動主体に求められるということ。実際に、法大闘争に連帯した人々は、動労千葉をはじめとする闘う労働運動の潮流に近い人々だったことにも示されている。

⑤教訓 5. 根底的な決起は誇りある怒りからはじまる

文化連盟の08執行部は、法政大学のサークル文化が持っていた暖かさを実感した、おそらく最後の世代です〔……〕異文化コミュニケーションのるつぽであった当時の文化連盟が持っていた、その器の大きさに多くのものを与えられ、それゆえに文化連盟を愛し、そのために闘うことを決断した08執行部は〔……〕本気で生きている人々を愚弄するクズをぶん殴りたいと思った。（08文化連盟執行部総括 12年12月）

法大闘争において、激しい弾圧のなか、08年には単なる「警備員」ではなく「弾圧専門職員」も登場する。全学連に限らず、大学当局の圧力に屈さず「公認の地位を奪われても任意団体として存続」することを決めたサークル自治団体・文化連盟にも公然とした監視が行われるようになった。「任意団体として残るぶんにはかまわない」と言っていた大学当局は徹底した禁圧・分断にのりだす。

たとえば、あるサークルは「多少予算が減っても最低限の自主性を守りたい」と述べていたが、当局の「文化連盟に残れば予算は出さない」という恫喝に対し「屈服して仕方ない」と発言して文化連盟を去った。逮捕・処分が乱発される状況下、約1年間の激しい議論の末に最後まで残ったサークルすら落ちていった。自主規制・萎縮が法大生のなかに広がっていき、サークル文化や学生間の団結も急速に荒廃が進んだのである。

そういう状況下では、人間は常軌を逸した決起をするようになる。こうした決起こそを最も大事にすることが新自由主義を打ち破る可能性になる。もうだめだと思ってしまう瞬間こそ、最大の反撃が生まれるときなのである。その瞬間に団結があるかどうかが決定的に重要になる。

⑥教訓 6. 法大闘争の課題。「先頭」だけで全体をひっくり返すことはできない

法大闘争において〇〇を中心として「全学連には0と100しかない。だから1～99を包摂する運動が必要だ」と述べ、そのような空間の確保のために大学当局と手を結ぶ潮流が現れたとき、そこには私たちの側の運動の弱さであり、法大闘争が残した課題が表れていた。「先頭」

に立てない「中心」は無意味だが、「先頭」だけで常識を覆す闘いはやはりできなかった（学習会資料：法大闘争史）

各地の大学ごとに自治の拠点をめぐって闘い、「各個撃破」の体となった90～2000年代前半の闘いと比べて、全国の学生を結集して「総力戦」として闘われた法大闘争は、その点でもひとつの画期をなした。

法大闘争は、ひとことでいえばそれまでの総括から「徹底的に学生の団結に依拠すること」を軸に、学生の可能性を信じ抜く「強烈な主体」を打ち立てながら進んできた。法大闘争は、根本的に学生を「サービス受給者」として受動的存在に置き自治の権利を一切認めない新自由主義大学と闘うために、学生運動の「質」の根本的飛躍だった。

しかし学生側の「力」は、やはりその数で決まる。団結の「質」を高めるだけでは、不屈に運動を続けることはできてもやはり力関係を変えるには不十分である。法大学生運動は当局の弾圧のなかで分裂し、全学連・文化連盟は孤立を強制され、他方は無力を強制されて消え去った。

この点で象徴的な例は学祭での飲酒規制反対運動である。「お酒飲もう委員会」を結成した彼らは、「文化連盟や全学連とは違う存在であること」をアピールしながら多くの学生を巻き込み、運動の大衆的展開をもって「当局交渉」まで実現するも、一切の成果なく「大学は学生とこんな交渉してきたので民主的に決定しました」と運動自体を規制強化の口実にされてしまった。最初から手の平の上だったのである。

全学連は処分や弾圧を引き受ける覚悟を持って運動を展開し、魂を次につなげることはできた。他方は大学から撤退。「ゆとり全共闘」を結成して翌年、文化連盟委員長・武田さんの決起を軸に巻き起こった学祭規制反対の1000人集会に連帯するも、キャンパスでの挑戦はやめてしまい、学生運動としては消滅してしまった。

団結の「質」と「量」双方をいかに組織するのか、法大生自身が広く深く団結して強力な運動を構築するにはどうしていくべきだったのか——それは次の時代の課題として残った。この課題は、次の「学生自治会再建方針」のなかで問われることになった。

※学生自治会再建運動の開始（11年9月～）と後期の法大闘争は時期が被っていることもある。

【3】全国大学学生自治会再建方針とその課題

（1）原発事故を受け、法大闘争の地平から全国での挑戦へ

2011年3月、3・11東日本大震災と福島原発事故の衝撃は社会を揺るがした。当初は東北地方の状況に配慮して自粛ムードが強烈に広がるも、1か月後には多くの人々が起ちあがり、杉並での1万人のデモを皮切りに数万規模の抗議デモが膨れ上がった。これに際して、たとえば長崎大学副学長・山下俊一が原発事故の直後に福島県放射線管理リスクアドバイザーに就任して、福島県内の講演で「ニコニコする人には放射能はこない。クヨクヨしていると放射能がくる。これは明確な動物実験でわかっています」と発言する（今年3月にあった裁判で本人が間違いだと認める）など、「原発御用学者」の存在が明らかとなった。大学がいわゆる「原子力ムラ」の一角・利権団体であったことが社会的に広く暴かれた。

全学連は、自らも結果としてはこの状況を許してきてしまった側だと捉え、法大闘争の地平から、大学における新自由主義＝大学の商業化を打破る全国的な挑戦をすることを訴えた。11年9月以降、全学連はこうして「学生自治会再建」を最大の方針とした。法大闘争に連帯し、共に闘ってきた各地の学生たちが、自らのキャンパスで試行錯誤しながら学生自治会の再建へ踏み出していくことになる。

（2）11年～学生自治会再建運動の過程について

2010年代、新自由主義の大学改革が大きくは貫徹され、学生自治の気運自体がキャンパスから希薄になっているなかで、学生自治会再建の挑戦はいまなお困難な過程にあることは論をまたない。全学連として多くの試行錯誤をしてきたが、その苦闘はこれまでの全学連大会議案の随所にみられる。

そして今、運動の進展が新たな課題を提起している。それは、全学連の学生自治会運動を真に大衆的に作りあげることである。法大闘争が直面した課題は全学生に強大な飛躍を突きつけ、文化連盟も含めたサークル団体に激しく深い分裂を生み出さざるをえなかった。当時の全学連運動の地平ではそれは必要なことであり、それをやりきったから今がある。しかし、それはやはり未熟さを表していた。（第74回全学連大会＜方針＞議案、13年9月）

全学連は法大闘争のなかで培った全国学生の団結を活かし、反原発運動や反基地運動に取り組んできたことをベースに、京都大学、広島大学、沖縄大学において「学生自治会」を再建した。この過程では2000年大学法人化反対ストライキを主導し、そのことで非公認化されながらも闘いぬき、多くの力を法大闘争に注いできた東北大学学生自治会の闘いが重要な経験だった。その当

時、学生自治会の再建・発展を全学連としていかに展望していたかは、引用文と同じく第74回全学連大会＜方針＞議案に詳しい。まとめると、

1. 大学問題と社会はつながっていることを意識し、強く訴えること
2. 全学に対する直接選挙
3. 学生自治会に大衆的基盤をつくりだすこと。サークル自治会や寮自治会などにおける明確な行動的支援を獲得すること
4. 活動家を増やすことにこだわること

この過程でとられてきた学生自治会の再建方法は、各キャンパスの学生が中心となって選挙テーマの設定・自治会委員長など候補者の選定・選挙管理委員会を構成し、そこに全国の学生生活家を集めて直接選挙を呼びかけ、投票数の過半数の信任をもって「学生自治会」の成立を宣言する、というものだった。

この方針は、新自由主義下において大学当局は闘う意志のある自治会を公認することはなく、さらに、自治会役員として登場した学生は当局から焦点化されることが確実なものだった。しかし、弾圧を引き受けてでもキャンパス全体に広く運動を呼びかけ、そのなかから「器」として「自治会」をつくり、学生の団結という「中身」を形成しよう、という攻勢的な方針として取り組まれてきた。全学的・社会的テーマを掲げて弾圧を辞さず闘い、「闘う団結の拡大」として自治会の中身をつくっていく——これが「法大闘争を全国へ」として貫徹されてきた、当初の学生自治会建設方針だった。

法大闘争から学生自治会再建運動のこの過程で、多くの弾圧や処分が全学連の仲間たちに向けられ、今なおかけられている。だが、そうやって全学連は不屈に、当局の管理強化や大学の商業化に抗する運動体として生き残った。全学連は、この歴史を誇りに思う。さまざまな学生運動団体が「今の大学では学生運動などできない」といなくなっていくなか、キャンパスに、日常に根差した空間で運動をつくりだすことが重要だと訴え、きわめてイデオロギッシュに闘いぬいたことで全学連は死中に活を見出した。

そしてコロナ禍の中、学生側の要求をまとめて闘う存在が必要であることが痛感されている現在、私たち全学連はその役割を問われることができるのである。今度こそ、情勢に本当に応えきる運動体として飛躍したい。そのために、この過程のなかにあった課題に改めて目を向けていきたい。特に、この過程のなかで軸となってきた京大学生運動を対象化する総括のなかから、次の時代を展望し、一定の試論を打ち出していきたいと考える。

【4】京大学生自治会建設運動

（1）同学会再建（2012年から2013年）

<導入>

法大闘争は、新自由主義大学の現実に真っ向から闘う学生の団結を作り出した。それは徹底した学生分断の中で、たとえ少数であろうと学生としての矜持にかけて決起する活動家を多く生み出したが、分断を乗り越えて「法大生の団結」を作り切ることはいずれできなかった。代替施設への移住の権利や処分・逮捕の暴力的弾圧……当局の持つ途方も無い物質力を背景にした分断攻撃によって、初期の段階で学生同士の紐帯は引き裂かれてしまった。次の決戦の際に、**法大闘争**が生み出した「**新自由主義と闘う団結**」の質を量に転化し、**全学的な反乱情勢**を作り出すことができるかどうか。そこに先陣を切って挑戦したのが京大における全学学生自治会同学会の再建の闘いであった。

<再建のきっかけとなった大学奪還学生行動>

2012年に京都大学において全学学生自治会の再建運動が行われるが、それは法大闘争を受けて直接に取り組まれたわけではなく、その前史が存在する。そこから歴史をなぞることで、当時同学会再建に取り組んだ京大の全学連活動家たちの問題意識にふれていきたい。

2011年3・11福島原発事故は凄まじい反対運動の高揚を生み出した。国会前には20万人が結集し、全国に原発反対の声が溢れた。全学連としてもそうした街頭の闘いに合流して共に闘ったし、それ自体非常に重要な取り組みだった。

街頭の盛り上がるの一方で、大学キャンパスにおいても「原発御用学者」と呼ばれる放射能・原発安全神話の語り部たちが電力会社の資金援助を受けて台頭する。しかしこの学問の危機と言える状況に対して、大学キャンパスから即座に原発反対の運動が盛り上がるということとはなかった。全学連は「御用学者追放」をスローガンに、キャンパスでの運動にこだわって取り組んでいく。

京大では「腐敗した大学を学生の手に取り戻す」という決意をもって「大学奪還学生行動」を立ち上げた。それは**原発問題を通じて、法大闘争で経験した新自由主義大学の現実に立ち向かう団結を、キャンパス全体を対象にイチから作り上げる挑戦としてあった**。そして学内での御用学者講演会への抗議闘争といった直接的な取り組みだけでなく、節電キャンペーンによるエアコンの設定温度問題などの学生の生活問題にも具体的に取り組み、一定の成果を勝ち取る。クラス討論など、当時からかなり意識的に自治会的な動きをしていた。

その過程で副学長との団体交渉が設定された（当時は寮自治会を中心に、まだ学生と大学の団体交渉の文化が生き残っていた）。そしてその場で京大と関西電力の癒着問題を追及したところ、「**大学の経営について議論したいならば全学生の代表である同学会を通して総長と団交せよ**」と返される。ここで取った言質を土台に、全学学生自治会同学会の再建運動が本格的に始動することになった。

<同学会再建選挙と赤ヘルの裏切り>

さて、当時全学学生自治会同学会は、ほとんどの学生が存在すら知らないという状況にあった。公開の会議が開かれるわけでもなく、まれに立て看板やビラを出したり、学園祭のパンフレットに声明を載せる程度。執行部が誰かも分からない。

そうした中で、大学奪還学生行動のメンバーから同学会のメールアドレスを通じてコンタクトを取ろうとするが反応がなく、全学選挙によって独自に新たな執行部を立てることを決意する。

この過程は、決して大学奪還学生行動単体で進めたわけではなかった。京大内の学生自治の最大の実態である熊野寮において全学自治会再建に向けた議論を進め、当時の同学会に再建を求める署名と、執行委員会名義の要求書を送っている。さらに政経研（京大内の政治党派）とも連携して進めていった。

2012年度に入り、新入生クラスでの全学自治会再建に向けた投票の呼びかけを進め、いよいよ全学選挙に入ろうかというタイミングでようやく当時の同学会から連絡が入り、議論する場が設けられた。当時、同学会を牛耳っていたのは京大赤ヘル（吉田寮を拠点とする政治党派）であった。そこで議論は紛糾したものの、最終的に全学選挙を実施することを確認。いよいよ京大内の党派的分断も乗り越える形で全学学生自治会の再建が成ろうとしていた。

しかしいざ選挙が始まる直前に再び赤ヘル勢力は連絡を絶ち、「選挙は規約違反」という愚にもつかない論理（執行部選出すらしていないので特大のブーメランである）で選挙を批判、当時赤ヘルが主導権を握っていた4学部自治会（文学部、経済学部、理学部、農学部）の執行部名義で「正式な同学会と認めない」という声明を出した。喜んだのは京大当局である。これを受けて京大当局は「選挙した同学会を正式なものと認めない」とする告示第5号を出し、再建同学会に「非公認」の烙印を押し、総長団交どころかあらゆる交渉の権利を剥奪した。こうして、京大生が大学の責任者である総長とともに交渉するチャンネルは失われた。

赤ヘルの裏切りがなければ、実際に総長団交ができていたかはともかく、全学学生自治会の再建が成ったであろうことは間違いない。これが歴史の真実である。こうして赤ヘルは「当局公認」のお墨付きをもらって自らの領域を死守した。そしてその弊害は今に至るまで残り続け、事あるごとに学生自治団体間の分断を再生産している。決定的な瞬間において、当局の物質力を背

景に裏切る学生が現れるのはよくあることである。重要なことは、裏切りを未然に防ぐために疑心暗鬼になることではなく、その裏切りを受けてより強固かつ大きな学生の団結を作り、次の闘いに踏み込んでいくことである。再建同学会がこの裏切りによって大きな困難を抱えたことは事実である。しかしそこで諦めることなく必死の闘いを続けたことが今につながっているという点を強調したい。

※ むしろ左翼の側が、残された僅かな運動領域にしがみついて、積極的に裏切っていくことは、京大だけでなくさまざまな場所で確認されている事実である。これは学生の団結にのみ依拠しようとした法大闘争の精神とは正反対のアプローチと言える。

<総長団交要求>

この時期は、経営協議会からの藤洋作（関電元社長）追放要求や、国際高等教育院設置反対闘争、松本総長の独裁体制構築を阻んだ総長選挙廃止阻止闘争など、重要な取り組みがいくつもなされた。ただ、ここではその一つ一つの詳細を語ることはしない。ここでは主に「いかにして京大生全体の団結を形成するか」をめぐる挑戦を中心に総括する。

再建同学会は、その当初から当局による非公認化、赤ヘルによる学部自治会との切断といった困難を抱えた。しかしそこで諦めることなく、当局の権威に依らない学生の団結を作ることにこだわり続けてきた。70ある1回生クラスのすべてを回って月に1～2回クラス討論（※）を行い、問題提起と意見収集を図ってきた。2013年からはクラスと同学会執行部をつなげる役割としてクラス委員の選出もはじめた。

※ 具体的にはクラス指定科目である英語授業の開始前の休憩時間を使って、議案の配布と提起、意見収集を行っていた。ただ、10分程度の休憩時間で討論すること自体難しく、小テストや授業課題に備えて勉強する学生と対立することも多かった。全学を対象化する必要性から始めたが、それが学生の団結を作る方針として有効であったかの総括は必要だろう。

重要な挑戦としてあったのが、総長団交を求める全学学生投票だ。テーマは①正門前の立て看板撤去、②駐輪場縮小、③学寮型大学院設置の3点について、「学生との確約・約束を破ったもの」として総長との団体交渉を求めた。何か政治的テーマをとりあげるといふより、まずは大学に学生との合意を遵守せよという当たり前の要求から、全学的な運動を作ろうとした。結果としては、当局非公認でありながら1600票を集め、1100票の賛成で要求書を可決し、提出した。

しかし当局は告示を理由に要求書の受け取りを拒否し、全学学生投票の結果を無視し続けた。そして最大の課題は、それに対する有効な反撃を打つことができなかったということだ。

確かに1000人以上の学生が総長団交に賛成し投票した。しかしそれは当局に団交を強制する積極的な行動を含んだものではなかった。そもそも確約や団交自体が多く学生にとっては知らない概念だったし、①から③の項目も多く学生にとっては切実な要求たり得なかった。「大学が約束を破っているんだったら話し合いできたほうがいいよね」という消極的な賛成は、いざそれが当局に無視された際に、強制する力を持たなかったのだ。

（２）バリストから弾圧粉碎闘争（2014年から2017年）

<同学会の「闘争組織」化>

総長団交要求が突っぱねられたことで、「強制する力の不足」が課題として露呈した。これに対する当時の具体的な方針は、「自治の担い手」＝活動家の数を増やすことと、同学会を単なる批判勢力ではなく「闘争組織」として位置づけ、学生集会や抗議行動など当局に強制するための実力行動に踏み切ることであった。

2013年、京大当局が全学生に対するTOEFL-ITP試験の強制に踏み切ったことに対して、同学会は「グローバル人材育成」反対を掲げて反対運動を起こす。これはTOEFL問題を単なる「強制は良くない」といったレベルではなく、国家・資本による大学改革の一環（学生の主体を否定し、グローバル人材＝国際競争力強化のための手駒となることを強いる）として捉え、全学生にキャンパスからの主体的な決起を促す論理を確立した点で画期的であった。

しかし日常的な討論関係や組織的なつながりのないところからいきなり学生が決起することはまれである。学生全体の自治活動への積極的な参加をいかにして作っていくのか。当時この問題については、自治意識を継承している熊野寮生を中心に「グローバル人材育成」反対の闘いに決起する活動家を増やし、その活動家がクラス討論や学部自治会などのキャンパスの各領域に責任を取っていけばうまくいくと思われていた。そして実際に少しずつ進められていたものの、学内の自治をどう再建していくかの具体的なイメージが掴めずに苦戦していた。そして2014年以降の情勢の変化に対応していく中でこの問題は未解決のまま先送りになる。

<山極総長就任と「リベラル」幻想>

2013年に松本総長による総長選挙廃止策動が阻止されたことで、2014年10月に山極壽一総長が就任する。彼は「リベラル」派として職員組合などから後押しを受けて総長選挙に勝利し、実際に「対話を重視する」「自由の学風」などと公言していたこともあって、独裁色の強かった松本総長体制からの改善が期待されていた。

これは大学改革の文脈を鑑みれば、幻想にすぎないことははっきりしている。今や大学は、総長の人格ではなく国家・資本の意思が支配的である。実際、山極総長体制は当初から同学会の公認化を拒否するなど学生自治に敵対的であったし、後にバリスト以降の学生弾圧の飛躍的強化の中で誰の目にも明らかな形で証明された。しかしこの「リベラル」幻想は、初期の段階においては一定の説得力をもって学生の団結した行動を押しとどめる役割を担ったことは重要な歴史的教訓として確認したい。

<2014年以降の転換と反戦バリスト>

2014年7月1日の安倍政権の集団的自衛権行使容認の閣議決定以降、政治情勢が劇的に動いていく。秘密保護法の制定、安保関連法の審議……こうした戦後のあり方を一変するような戦争政治に対して、同学会執行委員会は「大学の戦争協力拒否・安倍政権打倒」を掲げて14年10月から転換的に反戦運動を展開していくことになる。

もともと、大学では戦中に軍事協力した反省から、学生を中心に強固に反戦運動が取り組まれてきた。大学の自治はその重要な獲得物でもあった。その大学の自治を解体して進む大学改革は、2015年の安全保障技術研究推進制度（防衛省による大学・研究機関への軍事研究委託）と一体で、大学を戦争動員する体制として結実しようとしていた。ここにおいて学生自治会が戦争反対の立場を鮮明にして闘えるかどうか、重大な問題として提起されたのである。

同学会は精力的に反戦集会やデモを企画していく。その中で大学に闖入した公安刑事を摘発・追放し（京大ポポロ事件）、その後の弾圧にも負けずに闘い、戦争政治と真っ向から闘う決意を固めていく。2015年前期には「安倍・山極打倒」「10月統一ストライキ」を提起した作部候補者団が信任される。そして9月安保国会での100万人決起の高揚を引き継いで（※）、10月27日

に戦争反対のバリケード・ストライキを打ち抜いた。

この行動は大学から戦争反対を訴えると同時に、「大学で反戦の議論はしない」（北野正雄副学長（当時））と言い放った京大当局に対する渾身の實力闘争であった。まるごと一つの講義棟が早朝から昼にかけて封鎖された。その瞬間だ



けは、大学は総長や国家・資本のものではなく、ストライキをやった学生たちのものであった。これを全学規模で実現するほどの学生の団結が作れば、大学の戦争協力拒否だろうが大学改革粉碎だろうが何だってできる。このストライキに主体的に関わった者の高揚感、学生が団結すればこれだけのことができるという確信にはものすごいものがあった。

こうして、当局への強制力を求めた同学会の「闘争機関」としての発展は、2014年以降の転換を経て2015年10月反戦バリストとして結実し、学生がいかにして当局に強制する力を発揮するか「方法」を示した。しかし一方で、再建以来同学会が抱えていた課題、「学生全体の自治活動への積極的な参加をいかにして作っていくのか」の未解決、もっと言えばこの過程で強まった政治闘争偏重の傾向は、このストライキをきっかけに大きな矛盾を生み出すことになる。

それは象徴的にはスト決議の結果に表れた。中央執行委員会の打つストライキへの参加を巡って1回生クラス70クラスで行われたクラス決議は、1クラス（7人中6人の賛成）を除いてすべて否決された。執行部の提起する政治闘争と学生全体の意識の乖離は決定的であった。

ではストライキを打つべきではなかったのか。決してそうではない。学生の顔色を伺うだけが執行部の役目ではない。目指すべき方向を示して先陣を切る覚悟がなければ、いつまでたっても現実を変えることはできない。学生の団結ではなく、大学の権威に頼ろうとする傾向は常に存在する。それは山極の「リベラル」幻想も相まって、学内自治団体の内部においても当局との対立を避けて妥協する傾向として表れていた。そうした中であって、権力の持つ圧倒的な物質力に対してたとえ少数であっても断固やり抜いたからこそ、自信をもって「学生の力で社会を変えられる」と断言できたことは重要だ。

ただ、「69クラスでの否決」を無視して執行部単独で強行したことは事実である。そして同学会には、ストライキ後にいたるところでなされたストライキの是非を巡る討論を集約し、再討論するだけの体制もなかった。このことは同学会執行部を「学生の意見を無視する過激派」と見る傾向を強め、その後の当局による激しい弾圧も相まって、全学自治会運営における著しい困難を生み出すことになる。

※ 全学連は、この安保関連法をめぐる大闘争に主体として参加しながら、その巨大に示された労働者民衆の「力」が、野党やSEALDsの主導で「野党共闘」に流し込まれること（結局、政治は政治家のものでしかないということ！）に対して自らの姿で別の選択肢を示そうと、同学会とともに京大でストライキを敢行することを決断した。

<ストライキ弾圧との闘い>

ストライキを打ち抜いた同学会は、それを「全学ストライキ」に発展させるために改めて討論を呼びかけていくが、それは当局によるすさまじい弾圧の開始でもあった。

2016年3月にストライキを「威力業務妨害」として6名の学生逮捕（のちに全員釈放!）、7月に同学会執行部4名に対して無期停学処分（のちに放学処分）……。さらにストライキだけでなく、職員への抗議やビラまきを理由とした処分・逮捕が吹き荒れることになる。学内の活動を弾圧するために大量の職員が動員され、専門の警備員も配置された。これは当局と闘う同学会執行部を処分・逮捕して見せしめにし、キャンパスからたたき出すことで孤立させ、学内の秩序を維持しようとする攻撃であった。弾圧救援・処分撤回の闘いは、キャンパスで学生が当局と闘う上で必須の課題となり、全力で取り組まれた。

また、学内自治団体に対する交渉拒否も進み、当局と「闘うこと」に運動が集約されていく。キャンパス内での活動が制限され、クラス討論もできなくなる中、それでも同学会は弾圧に屈することなく学内集会や情宣活動を継続し、執念をもって学生全体に呼びかけ続けた。学内における緻密な討論・意思形成ができなくても、闘いを通じて当局の弾圧の実態を暴露して学生の問題意識を喚起し、さまざまな挑戦的な取り組みの中で少数ながらも運動を担う新たな主体を生み出し、継承してきた。確かにこの期間、全学自治会としての同学会の活動は制約を受けて一定の停滞を強いられていた。しかしここで諦めなかったからこそ、今私たちは運動を総括して新たな一歩を踏み出すことが出来るのである。

（3）立て看板規制反対運動から 処分撤回闘争を経て全学自治へ（2018年から現在）

＜新たにはじまった学生の決起と処分撤回闘争＞

同学会が弾圧を引き受けて必死に闘争を継続する一方で、京大当局が攻撃の範囲を同学会や既存の学内自治団体以外にも一挙に広げていったことで、2018年度から新たな学生の主体的な活動がはじまっていく。立て看板規制に対する学生の創造的な表現活動、学園祭規制に対する全学的な反発……こうしてそれぞれの領域に問題意識を持つ学生が集まり行動を開始していく。

そしてついに京大当局が同学会に集中していた弾圧を熊野寮生3名への無期停学処分、「オルガ像」設置者への処分策動に広げたことに対して、2019年全学連大会において「学生処分は当局に抗議する学生が必ずぶちあたる全学生共通の課題である」と確認し、これまでの同学会の枠組みを超え、全学的な陣形をもった処分撤回闘争の実現に向けて動き出す。

この流れは、熊野寮が自治会として処分撤回署名を開始したことにはじまり、これまでシングルイシューの枠組みで活動していた学生たちを一つに結集させていく。この過程は、被処分者の「次の処分者を作らせない」、次の世代の学生が処分の圧力によって主体的な活動を諦めないようにという思いと団結する中で切り開かれていった。

そして集まった学生のそれぞれの領域における経験と大学の役員会支配の対象化を通じて、「すべての問題はつながっている」「全学自治が必要だ」と一致し、教授も巻き込んだ全学的な陣形をもって12月無期停学処分撤回集会を実現した。集会の現場では、発言に立った被処分者の北村君を排除しようと駆け付けた京大職員に対して、集会に集まった学生たちが「帰れ」コールを行って追い返すという大勝利を切り開いた。12月集会で作り出された学生の団結は、当局に対して北村君への追加処分を許さず、むしろ被処分者の停学解除を進めざるをえない力関係を強制している。

もちろん、目指すべきは処分の「解除」ではなく「撤回」である。そもそも処分が間違っていたと京大当局に認めさせるということだ。それを恒常的な力として作り出す全学学生自治会が改めて必要になっている。

＜コロナ禍における挑戦＞

今年の春休みから激しく進行したコロナ禍は、全国の大学において「5人に1人が退学を検討」する凄まじい状況を生み出した。さらに対面授業はオンライン授業に取って代われ、学生の孤立化を強めている。何より、「自粛」の強制は人々が集まること、団結そのものを抑圧した。

そうした中から、コロナ禍をむしろ「全学自治」への推進力に変える様々な取り組みが始まっている。孤立した学生を具体的に組織して発展する学部自治会、あるいは新歓規制をきっかけにしたサークル連合体の建設……こうした新たな取り組みの成果を通じて、全学学生自治会建設の道筋も見えつつある。

同学会としては、コロナ禍への対応を放棄する無責任な京大当局を弾劾し、「コロナ11項目要求」を発表して学生自治会の重要性を訴えた。そして自粛ムードを打ち破って、コロナ禍の中で責任をもって社会を運営している労働者とともに5・1メーデーを闘った。

さらに学費無償化を訴えた7・4デモは京都の街を席卷して大注目を作り出した。このデモは準備段階から多くの学生が参加し、学生全体に通用するスローガンやコール内容を作ったり、サウンド・デモやメディア・アクティヴィズムに挑戦するなど、討論の中から一步一步団結して方針を作り上げていった。この闘いは、ただ政治的な内容を直接に提起するだけではなく、**学生全体の普遍的な問題意識の中から新自由主義との具体的な闘争への決起を丁寧**に作り出し、同学会が改めて学生全体の団結した組織に飛躍していくための挑戦であった。

（４）改めて全体の総括

< 第Ⅱ期全国学生自治会建設に向けて >

2015年反戦バリストの総括が焦点になっていく中であまり対象化されてこなかったが、コロナ禍を経て全国で学生自治会建設が焦点になっている中で、改めて同学会再建の初期・・・①の時期を総括することが重要だろう。

もともと、同学会の自治会としての運営は熊野寮自治会を参考にして行われた。当時再建に関わった学生にとって「自治会」とは熊野寮自治会のことだったからである（まともに運営されている自治会としてはそれ以外に知らなかった）。だから熊野寮自治会で行われているブロック会議（月2の各階会議）・常任委員会・寮生大会の構図をそのまま全学自治会にあてはめ、クラス討論・執行委員会（運営会議）・代議員会という形で作り上げたのだった。

ただ、それだけではうまくいかなかった。熊野寮のような日常的な交流、自治の「密度」が圧倒的に不足していたからである。

もちろん、単純に熊野寮自治を全学に適用しただけで学生の団結が形成できると思っていたわけではない。自治意識を獲得した熊野寮生が同学会を通じて全学にその内容を広げ、普遍化していく……他方でキャンパスの意識的な学生が熊野寮の自治に学んでその担い手になっていく……「熊野寮の自治を全学へ」をイメージしていた。そして実際にそれなりの数の熊野寮生が同学会の運営に関わっていたのである。

しかし寮とキャンパスでは余りにも勝手が異なる。個人主義が蔓延し、競争の中で生きることが前提される新自由主義社会の中で、学生が団結して運営する自治はもはや常識ではない。それを熊野寮では、例えば入寮した直後の1ヶ月間で二桁のコンパを開いて自治意識を継承する、部会・委員会を割り当てて寮生全員が自治会に責任を取る体制を作る、食・住を共有する濃密なコミュニケーション、自治会の方向性を決める十数時間に及ぶ寮生大会への参加・・・こうした無数の取り組みによって、社会に蔓延する個人主義・権威主義イデオロギーとは異なる価値観、団結の重要性を寮生ひとりひとりが獲得する機会を作ってきたのだ。それとあまりに実態の異なるキャンパスにおいて、直接に熊野寮自治会の手法を適用することはできない。

そしてそうした困難を解決する目途が立たないまま、政治情勢を受けた反戦闘争や当局の激しい弾圧との攻防に入っていく中で、いつしか同学会は全学生を組織する学生自治会から、弾圧を覚悟する活動家の闘争組織となっていった。

総じて述べるならば、私たちは新自由主義の具体的な攻撃、自治破壊に対して全力で立ち向かってきた。しかしそれは、すでに解体された自治意識をゼロから育むものとして意識されてい

たわけではなかった。熊野寮には自治が残存していたが、キャンパスにはなかった。「勝ち取られた地平に安住してはならない」ということを法大闘争から学びつつ、しかし守るべき「勝ち取られた地平」が具体的な空間を伴ってキャンパスに存在していたわけでないこと（少なくとも重要な獲得物だと意識され継承されていたわけではないこと）、その空間を作る努力こそが必要だということを、今になって私たちは痛感する。

※ 総長団交要求が全学的な運動として結実しきれなかったのは、それが「勝ち取られた地平」を知っている側の論理だったからに他ならない。例えば立て看板規制との攻防は、立て看板を立てる権利を「守る」立場からはじまったが、実践の中で、立てられなくなった状況下で「攻める」運動に変化しながら今も続いている。

情勢は一巡し、新自由主義はその破産を明らかにしている。学生の団結の根拠を徹底的に解体しただけではなく、学生への収奪を徹底的に進めた。新自由主義は、あらゆる権利や生活を破壊したことで、大学においては学生を獲得する論理を失い、窮乏と競争を強制するだけに成り果てた。それはコロナ禍で加速し、「なんとなく」存在していたクラスの紐帯すら引き裂いて、学生が「個」として生き抜くことを強制した。そしてそこまで学生が追い込まれたからこそ、その反発は学費減免運動という大きな流れを生み出したのだ。この闘いに、全学連が必死の思いで新自由主義大学の現実と闘い続けてきた教訓を掛け合わせることで、必ず未来を切り開くことができる。

同学会は、先日8月17日の代議員会を経て、学部自治会建設と同学会の自治会機能の強化に踏み出すことを確認した。闘いはここからが本番である。

第Ⅳ章 学生運動（方針）

【1】京大決戦勝利へ！

10月1日、新たな総長として湊長博が就任する。彼は山極総長体制下でプロボスト（※）として大学改革全体に責任を負ってきた極悪の新自由主義者である。さらに2014年に731部隊の展示を撤去した際の医学部長であり、京大の遺骨返還拒否にも関わっていることも併せて日本帝国主義の犯罪性を免罪してきた人物でもある。

※「プロボストは、法人及び京都大学の将来構想、組織改革等の包括的又は組織横断的課題について戦略を立案するに当たり、総長、理事又は部局、学系、学域若しくは全学教員部からの要請を受けるとともに、それらの間の連携又は調整を行う。」（「国立大学法人京都大学プロボストに関する規定」第二条）

湊新総長の就任は、確実に京大における大学改革・学生弾圧の更なる強化へと進むだろう。「力こそ正義」の世紀末がこれから始まろうとしている。

① 湊新総長体制に対する全学的な反撃へ

湊新総長は「リベラル」の皮を被った山極総長と違って分かりやすく極反動であるがゆえに、就任前から多くの学生の問題意識と行動を生み出している。全学的な統一戦線を作っていく大チャンスだ。10月1日を湊新総長体制を問う学生の闘いの出発点として準備しよう。

② 処分撤回闘争の更なる発展を

総括で提起した「次の決戦の際に、法大闘争が生み出した『新自由主義と闘う団結』の質を量に転化し、全学的な反乱情勢を作り出すことができるかどうか」……この問題が具体的に問われてくることになる。

12月集会の過程で作られた処分撤回闘争の全学的陣形は、当局が更なる学生弾圧に踏み出したときに闘う団結を固めることができるのか。同学会は、分断を乗り越えて学生全体の団結の中心となって弾圧と闘う体制を作ることができるのか。「一人の仲間も見捨てない」という法大闘争のスローガンは決してお題目ではない。決起した仲間と団結し、弾圧に対して救援活動や財政支

援など全力で支え抜く。そうした陣形を学内外に強固に作り上げていこう。全学連は京大生と連帯してともに闘い、新自由主義大学の中に処分撤回を勝ち取る全学学生自治会を建設するという前代未聞の挑戦を支え抜こう。

③ 新自由主義・戦争国家化との対決へ

学生自治会が向き合う重要な課題として、コロナ禍で激化する新自由主義の現実、そして戦争国家化・大学の戦争協力の問題に取り組み、大学の枠を超えた巨大な闘いを作り出そう。7・4デモに続き、学生の主体的決起としての9月末学生デモ、10月中旬反戦デモを成功させよう。



【2】全国

（1）はじめに／学生自治会とはなにか

コロナ危機の中で学生自治会建設の緊切さと重要さは一段と増している。極めて重要なことに、コロナ危機を契機とした学生自治会の建設あるいは強化が各大学ですでに取り組まれている（cf. 各大学からの報告）。第Ⅰ期再建運動の総括をした上で、改めてコロナ下での第Ⅱ期再建運動に踏み出そう。

コロナ危機は社会にある二つの真実を暴き出した。すなわち、一方においてこの社会はすでに新自由主義によって破壊されているということ。他方においては、この社会を実際に担っているのは、無策をさらけ出した権力者や、コロナ危機でも資産を増やした資本家ではなく、労働者・民衆だということだ。この「暴露」はもちろん大学にも及んでいる。これまで隠蔽され、あるいは表面化してこなかった大学の諸矛盾は、コロナ危機の中で社会的・大衆的に暴露されている。高すぎる学費、「休学費」の存在、種々の学生活動への規制といったコロナ危機以前からあった様々な矛盾は、これまでの主体的取り組みに、コロナ危機や大学当局の便乗規制といった客体的情勢の変化が結びつくことによって、大衆的に暴露されている。こうした矛盾（学内問題）に対する疑問や怒りは、その形は異なれど、あらゆる大学に渦巻いている。

こうした情勢の大激動を前にして全学連に求められていることは、①矛盾に対する疑問や諦めを怒りへと転化すること、②しかし怒りを一過性のもので終わらせるのではなく運動という継続性・発展性のある形へと昇華させ、③かつその運動を消費者運動や市民運動ではなく学生自治会建設へと結実させることだ。この3点が意味するものは、大学という空間において新自由主義ヘゲモニーに代わり学生のヘゲモニーを確立すること、一言で言えば大学という疑似市民社会における革命である。学生自治会建設方針は、大学内における一つの革命を引き起こしうるのだ。コロナ危機下でこの事業に挑戦していこうではないか。

（2）学生自治会とはなにか

以下、本題に入る前に「学生自治会」という存在について前提的に確認したい。

そもそも学生自治会の歴史は戦後直後に遡る。戦前から一部の大学には、全学生を組織する学生団体は存在した（例：京都帝大の同学会や東京帝大法科大学の緑会）。これらは名目上・組織名称上は学生の互助組織とされていたが、実際には東京帝大で新人会が緑会を母体にして誕生したように、軍事教練反対などの自治活動や社会運動に取り組み、戦前の学生運動を牽引してきた。総動員体制下の弾圧により、こうした活動はほとんど休止してしまうが、こうした戦前の学

生運動が基盤となって戦後革命期には雨後の筍のように各地の大学に学生自治会が誕生する。これが大きくは現在の学生自治会の母体となる。

学生自治会の基本単位は学部自治会である。全学自治会については、学部自治会とは別個に一つの全学自治会が存在する（例：京大同学会）か、各学部自治会の協議会的組織のみが存在する（例：東大学生自治会中央委員会）かに分かれるようだ。

学生自治会の運営については、規模にもよるが、一般的にはクラス、ゼミ、研究室等を選挙区に若干名（2～10名程度）ずつ選出される代議員によって構成される代議機関（名称は代議員大会、自治委員会等）、その代議機関から選出される執行機関（名称は常任委員会、執行委員会等）という構造が典型的である。なお、執行機関の長については、代議機関において選出されるか、執行機関の互選によるか、あるいは全学選挙によって選出するか、その権限に応じて様々である。また、代議機関が最高意思決定機関とされつつも、ストライキの実施などの重要事項については代議機関の決議を批准するための学生投票を行う例が多い。また、戦後日本の学生自治会の特徴としてしばしば指摘されるのが全員加盟制である。すなわち、学生自治会は任意の入会希望者が参加するものではなく、大学／学部に所属するすべての学生が自動的に加入するものと規約上・理念上されている（それをどう捉えるかは後述）。

さて、学生自治会に対しては、戦後一貫して大学当局から攻撃が加えられてきた。戦後直後を別にすれば、発足した学生自治会が大学当局によって公認されるには相当な闘いが求められた。そして1980年代に入り大学改革が始まると、既存の学生自治会が解体されていく。これは、まずは自治会費の代理徴収制度廃止に始まり、2004年の国立大学法人法を前後して直接に非公認化・自治会室使用禁止・全学連からの脱退強要などへと進んでいく。こうして現在広義の（名称や活動内容を問わない）学生自治会が残っている大学は全国で約30程度、そのうちの約3割がイベントサークル化、約5割が単純な互助団体となっているようだ。

（3）新自由主義とはなにか

さて、こうした困難な状況の中で学生自治会建設を方針とすることの意義を確認する前に、新自由主義大学の問題を改めて確認したい。第Ⅱ章で述べられたように、新自由主義大学改革はますます加速し、いよいよ最終的完成の段階へと突入している。このことと学生自治会建設との関係という異なった角度から、新自由主義大学について確認しよう。

そもそも、1980年代からはじまった新自由主義をめぐるのは、民営化や競争原理の導入等、さまざまな側面から定義されている。しかしながら、①新自由主義が単なる政策体系ではなく社会全体の大改造であること、②特定のイデオログを持つ思想体系でもなければ確固たる目標を持つ政策体系でもないことから、その認識については種々の混乱が見られているのは周知のとおり

である。したがって、新自由主義の本質を明確にすることからはじめ、その次に新自由主義大学を捉えない限りは、それを打開する方策の論議へとつながらないであろう。

新自由主義を特徴づける**第一の点は、すでに述べたように新自由主義が特定の思想・政策体系ではないということ、むしろ資本主義がある種必然的に行き着いた延命「形態」であるということ**である。イデオロギーとしての新自由主義には当然のこととして思想史的背景が存在する。しかし、それが実行に移される際は別であって、実際に行われていることが政策や思想として体系化されているわけではない。新自由主義は種々の矛盾を抱えながら進行し、例えば国家独占資本主義下における「福祉国家建設」のような理想像・目標は存在しない。短期的な目標はあっても長期的な理念がないこと、個別的・現象的には政策の形態を取っても全体的・本質的には資本主義の一つの形態として進むことが第一の特徴である。

第二の点は、国家による経済への介入の肯定およびその肯定のあり方である。新自由主義はレッセフェールの自由主義とは異なり、国家による経済への介入を肯定する。この点で国家独占資本主義に似るが、しかし国家独占資本主義とは介入のあり方が異なる。すなわち、ケインズ主義が経済競争の中身にまで介入することを肯定するのに対し、新自由主義は経済競争の中身には介入せず、そのフィールド（競争が行われる場）の維持に積極的に介入することである。この構図は裏返してみれば、次の2点を指摘することもできる；①**政府の側はフィールドの維持のために、強大な警察・軍事機構を維持しなければならない**ということであり、**民営化から導出される「小さな国家」イメージが極めて一面的で現象的なものでしかないこと**、②**政府はその正統性（legitimacy）を経済活動に置くこと、経済改革や経済成長によって政府の正統性を保障せしめることである**（cf. 中華未来主義）。

第三の点は、あらゆる中間団体を解体することである。そもそも、資本家階級の利益を増やすために、労働者階級からの搾取を強化しようとする傾向自体は、新自由主義に限らず資本主義の歴史を常に貫いている原則である。戦後日本（戦後民主主義体制下）において「反動政治」という言葉がしばしば左派陣営で使用されたように、新自由主義以前の国家独占資本主義下から社会の全領域まで資本の論理を貫徹しようとする政治は行われてきた。したがって、そういう観点からすれば国家独占資本主義下の「反動政治」と新自由主義には共通する要素が多々ある。新自由主義の異質性は搾取・収奪の強さではなく、市民社会のあらゆる中間団体を解体し、人々の意識

を変えてしまうことにある。国家独占資本主義は、労働組合や大学といった市民社会の中間団体を維持した上で、種々の方策を通じて、その中間団体内部のヘゲモニーを労働者階級から資本家階級の側へと転移させようとした。¹これに対して、新自由主義はもはや市民社会から中間団体を解体し、人々を個々に分断する。そして分断された個々人は、もはや中間団体という防波堤抜きに**直接に市場と対峙せざるを得ないために、自分自身を直接的に市場の構成要素と認識する**ほかなくなる。すなわち、一人ひとりの人間が直接に市場の一員として、自らを「資本」としてその**拡大に励むことになる**（「ホモ・エコノミクス」化）。この点こそ、新自由主義が国家独占資本主義的「反動政治」と異なる最大のものである。

例えば労働争議に対する資本の対応を見てみると、従来の資本の政策とは第二組合（御用組合）の結成と、それによる第一組合（争議組合）の切り崩し工作が基本だった。国家独占資本主義下での戦後日本最大の労働争議である三井三池争議が典型例だ。ところが、いまJR東日本で起こっていることを見てみれば、もはや会社が御用労組を作ることすらなく、労組自体をなくしてしまうということだ。ここまで貫徹する攻撃は戦後民主主義にはほとんど類例がない。

そして、新自由主義による中間団体の解体は、その最たる例であるところの企業についても同様である。戦後日本の企業の特徴であった終身雇用、年功序列、企業内労組の「三種の神器」もまた新自由主義の進展で崩壊し、現在は「働き方改革」として「ジョブ型雇用」の導入が進められている。このように、中間団体の一つとして企業についても空洞化が進んでいる。新自由主義は被支配階級の団結体に限らず、社会に存在するあらゆる中間団体を解体するのである。²

さて、以上を踏まえれば、大学改革とは新自由主義による中間団体の解体を大学に適用したものだということが鮮明になる。戦後民主主義的な「反動文教政策」が、大学という自立的かつ自律的で閉鎖的な中間団体を維持した上で、その内部におけるヘゲモニーを資本・政府の側へと転移させようとしたのに対し、新自由主義大学改革は大学という中間団体の枠組み自体を解体しようと試みているのである。学生自治会建設運動は、単に大学当局と闘い学生を組織するのみならず、学生—大学当局という構図の前提である大学そのものを解体しようとする新自由主義と対決しなければならないのである。

¹ 55年体制での自民党の別働隊は民社党であり、現在の自民党の別働隊は維新であるという点も違いが象徴的にあらわれていると言えよう。

² 村落共同体についても同様のことが言える。資本の側は70～80年代にかけて各種の村落共同体を「反過激派」で組織し、その体制側への取り込みを狙った（渋谷暴動闘争における「自警団」の結成、京都における「ゲリラから文化財を守る」キャンペーン等）。ところが新自由主義においては、もはや地域共同体自体が破壊されつくされている。日本の村落共同体は長い歴史を持ち、時代によって体制側の支配区域と同一化したり（藩政村・総動員体制下の隣組）、逆に体制側の支配区域とは異なる共同体として自立的機能を有したり（明治初期）したが、その村落共同体自体を破壊しつくすことは、戦後直後の占領体制下を除けば歴史上初のことである。なお、阪神淡路大震災後は行政上の村落共同体の重要性が認識されているが、村落共同体の空洞化により行政の思惑が実現できていない例が多々ある。これも新自由主義が一つの一貫した思想・政策体系ではなく、資本主義の延命「形態」であるがゆえに、個別政策ごとには矛盾に満ちて進展していくことを象徴するだろう。

（４）新自由主義下での学生自治会再建運動の意義

○はじめに

大学という一つの疑似市民社会における共同体の一つとして学生自治会はある。しかし、同じく大学内に存在する多数の共同体と異なることは、学生自治会は理念上は学生全員を包摂すること、それに規定されて大学という疑似市民社会におけるヘゲモニー勢力たることを志向せざるをえないことである。簡単に言えば、サークルは自組織の再生産に必要なだけの支持を集めれば良くとも、学生自治会は学生自治会であるためには全学生の「同意」を求めているかなければならない——ここに学生自治会運営の困難さであり、また全学連が学生自治会建設を特別に重視する要因がある。

○正統性と学生自治会

大学という疑似市民社会における現状のヘゲモニー勢力、すなわち最も強い正統性（legitimacy）を有する勢力はなんだろうか。それは言うまでもなく総長を筆頭とする役員会である。役員会は国立大学法人法や学校教育法といった「法律」に基づく正統性がある。この正統性は、社会全体におけるヘゲモニー勢力との関係で、大学の中でも極めて強い力を及ぼしていることは言うまでもない。実際、学内の諸問題と役員会との関係について認識している学生であっても、こうした役員会支配体制自体を覆そうと考える学生は少数派であり、やはり中身の人格が入れ替わることによる解決を志向する傾向の方が強い。それは、社会における資本主義の圧倒的ヘゲモニーが大学内においても相当程度存在していることの証左であろう。

学生自治会の役割——厳密には学生自治会再建運動の文脈において学生自治会に期待する役割——は、この役員会からヘゲモニー勢力の座を奪い、学生自治会が大学という疑似市民社会のヘゲモニー勢力となり、学生全体のみならず教員なども指導する一つの勢力となることだ。この目標から照らし合わせて現状の大学と方針を捉えるならば、以下の二つのことがわかる。

一つは、役員会体制の持つ正統性は大学という疑似市民社会内部に由来するのではなく、その外部に由来するということである。先述のように、役員会体制の正統性は国立大学法人法や学校教育法にあり、その力は大学外＝政府から無限に補給され続ける。そして、この役員会体制の大学外への依存は大学改革が進展するごとに年々増している。例えば国立大学法人化以後、経営協議会の委員の過半数が学外者となったこと、総長選考会議についても同様のことが起こり、かつ意向投票の結果が無視される事例が増えていること。政府は「授業料無償化」政策と一体で役員会への学外者の割合規定導入を狙ったり、「実務経験のある教員」に必修授業の１割以上を担当させることとしたことを踏まえれば、今後も同様の政策は続くだろう。新自由主義大学改革は、

大学という中間団体の枠を破壊し、これまで中間団体内部の権力機関であった学部教授会を解体し、代替物として中間団体の外部に依拠する役員会体制を作り上げたのである。この点においても、新自由主義大学改革が国家独占資本主義下での「反動学長」とはまったく異質であることがわかる。したがって、学内運動の高まりは役員会体制を構成する一部の人格を打倒することはできても、体制そのものの転覆のためには、その体制に力を備給している政府の文教政策の変更、あるいはもっと突き詰めれば現行の社会体制自体の変更が必要になってくる。

二つは、しかし役員会体制の正統性が法律という非常に強いものに由来するのであれば、そして学生自治会がその役員会体制からヘゲモニー勢力の座を奪おうとするのであれば、学生自治会の側には役員会体制とは異なる、しかしそれを上回る非常に強い正統性が求められるということである。そもそも、役員会体制のヘゲモニーは、一般社会における資本主義のヘゲモニーと一体となり、かつ職員という暴力装置を有しているから極めて強いものである。それは一端の理論で打ち破れるような脆弱なものではない。だからこそ、学生自治会運営にあたっては、常にその内部から御用自治会化傾向が不断に生じるのである。こうした傾向を打ち破り、役員会体制を上回る正統性を学生自治会が確立すること、すなわち学生自治会が大学のヘゲモニー勢力になることが課題だ。

○構造的ヘゲモニーとしての学生自治会

さて、学生自治会を考察すると、その二つの側面があることがわかる。

一つは、客体としての学生自治会、すなわち活動家の主体的ヘゲモニーを争う空間となることである。これは特に執行部内部に着目した側面となる。執行機関に集まった様々な学生間での討論を通じ、そこに集う学生に対してヘゲモニーを行使し、自らの陣営に結集させる——そのための「場」として学生自治会はある。より具体的に言えば、絶えず発生してくる御用自治会化傾向、秩序主義、学園主義と対決しつつ、もっともその「対決」を議論・説得・模範、そして彼ら自身の経験を通じての納得——知的・道徳的指導——を通じて行うことにより、こうした学生らを私たちの路線で獲得するということである。そのための「場」という機能は学生自治会にはある。これは学生自治会をただの党派闘争の道具か空間として捉えていないように見えるかもしれない。しかし、こうした場があったからこそ、学生全体でも種々の異なる意見を戦わせる風土ができあがるのである。そして、こうした執行部内部での知的・道徳的指導によってヘゲモニー勢力となった活動家集団は、今度は学生自治会を通じて全学生に対してヘゲモニーを行使していかなければならない。

すなわち二つ目は主体としての学生自治会、執行部内での知的・道徳的指導により形成された執行部が大学内の構造的ヘゲモニーを行使していく、敷衍して言えば執行部の路線で全学生を獲得していくという側面である。これは特に代議機関やクラス委員などに着目した側面である。

学生自治会は先述のように、理念・規約上は全員加盟制ではある。しかし、理念・規約と実態とは別であって、歴史的に見るならば両者は乖離している時期の方が長かったと言えよう。だからこそ、その乖離を批判して全共闘は生まれたわけだ。また新自由主義大学改革の中での夜間のキャンパスからの学生の締め出し、そして学生の貧困化・学費の高騰に伴う学生の多忙化により、この理念を実現することが一層困難になったことは間違いない。しかし、全学連としてはやはりこの乖離を乗り越えていく方向を取りたい。全学連は、同調者としての学生を増やしたり、自らの運動への参加者を増やしたりすることにとどまらず、現在の大学支配体制を大学という場所から覆っていききたいからだ。では、どうやって乖離を埋めていくのか。

第一は、規約上のルート、すなわち規約上の会議・運営を重視することである。それは、一方において民主主義的正統性を学生自治会に与える。ところで、しばしば「形式主義」に対する批判がある。すなわち、多数決や規約などは無視ないし軽視して良いという意見である。たしかに本来の目的を忘れて規約によって実態を無視してはならないのは事実ではあるが、一方で「いかにして学生自治会に正統性を付与するのか」という視点に立てば、そのような批判はナンセンスと言うしかない。問題になっているのは、活動家にとっての立場で「正しい」方針か否かではない。役員会の持つ「法」という圧倒的に強い正統性を上回る正統性を、いかにして学生自治会が作るのかということなのだ。その正統性は、伝統によることもできないし、おそらくカリスマ的指導者によることもできない。学生自治会が大学という中間団体で共有している倫理観に沿う活動（つまり大学・学問の発展に資する方向性で活動しているということ）をし、かつ民主主義的運営によってしか、正統性は打ち立てることはできない。また、規約上の会議・運営を重視することは、他方においては会議への求心力を高め、運営への参加を拡大することになる。そもそも学生が学生自治会の運営に関与（それは執行機関の一員なのか代議機関の一員なのか等によって、役割や程度に差はあるが）するのは、その場で自らの意見が真面目に取り上げられ、その意見が反映される可能性があるからである。言い換えれば、自分の意見が「認められる」から会議に出席するのであって、何を発言しても無視されるような会議に出席しようとししないのは当然である。したがって、例えば執行機関が独自に考えついた「正義」や「大義」を以って代議機関の決定を無視するような事態が常態化したらどうなるか。いくら代議機関構成員に対して個別に討論し説得したとしても、それは代議機関の存在を空洞化することになるだろう。出席して意見を述べても学生自治会の運営に反映されない会議——このような会議にいったい誰が出席し続け、積極的に意見を述べるだろうか。

第二は、規約によらないルートによってである。すなわち、代議機関を構成する各クラス選出委員を通じて、あるいは執行機関の構成員自ら、クラス討論やサークル周りなどを行うことによって、全学生に対してヘゲモニーを行使していくことだ。例えば各クラスで選出された委員に積極的に学生自治会の運営を担ってもらう（もちろん単なる事務作業としてではなく、自治活動としてである）、執行機関の構成員が積極的に一人ひとりの学生と討論し交流を深めるといったことが重要だ。規約上のルートは前提的に重要だが、それは学生からの同意は得られても納得を得られるとは限らない。単に執行部が提起した方針に対して「賛成」の立場に留まらせるのではなく、「ともに実践する」立場へと引き上げるためには、第一で述べた規約上のルートでは不十分であろう。この第二の規約によらないルートに踏み出せたからこそ〇〇は発展しているし、逆にXXは第一のルートに留まらず第二のルートへ踏み出せるか否かに学生自治会の大衆的發展を実現できるかがかかっている。クラス討論やサークル周りなどの執行部自らの行動はもちろん、大学という疑似市民社会内に学生自治会のヘゲモニーを支える陣地（サークル、寮、クラス）を構築していくということだ。しかし、この点については、〇〇における実践を直接に報告してもらう方が有益であろうから、詳細はその報告および発言に譲ることとしたい。

〇いったんの結語

(4)の内容をまとめよう。学生自治会の課題は、役員会体制をいかに転覆するかである。それは換言すれば、役員会体制の持つ「法律」という正統性を上回るだけの正統性を学生自治会が確立できるかどうかという課題そのものである。しかし役員会体制の権力は暴力装置と一体となっているから強大に見えるものの、その正統性自体は案外脆弱なものである。すなわち、法律という大学外にその基盤を置いているから大学内にその基盤は持っておらず、大学という疑似市民社会で共有されている倫理観の敵対物であることが日々明らかになっているのである。逆に言えば、学生自治会が徹底的に学生の力にその基盤を置くこと、それは抽象的な「学生の団結に依拠する」というのではなく、学生内民主主義によって運営されること、そして大学という疑似市民社会の倫理観に沿う活動をする（つまり学問の発展に沿う活動をする）ことを重視することによって、役員会体制のヘゲモニーは粉碎しうるのだ。

そのためには、執行部がこの方向性で学生自治会の発展に寄与する方針を提起することは当然としても、執行部が規約上のルートを重視することを大前提に、規約によらないルートによって学生を組織し、そうして執行部の主体的ヘゲモニーを学生自治会の構造的ヘゲモニーへと転化させる必要がある。

（５）経済闘争／政治闘争論争の止揚として

以上から、この間行われてきた「学生自治会は経済闘争メインでやるべきなのか、政治闘争メインでやるべきなのか」「学生自治会は闘争団体なのか互助団体なのか」といった論議は、止揚されなければならないことがわかる。

そもそも重要なことは、①執行部の政策が同意（賛成）と納得（その方針を主体としてすすめる立場に立つこと）とに基づく知的・道徳的指導をベースに実施されているかどうかということ（客体としての学生自治会）であり、②学生自治会という機関をテコにして、その方針で全学生を組織しようとしているか（主体としての学生自治会）ということである。政治闘争にせよ経済闘争にせよ、執行部が提起した方針が同意と納得とに基づかない限りは意味がない。それを抜きに「経済闘争か政治闘争か」を論じてはいけない。結局の所、「反戦自治会論」と「七中委イズム」は対立物に見えて類似物である。そのいずれもが、学生や学生自治会の本質をア・プリオリに規定し、それを正統（orthodox）としているからだ。

「闘争団体か互助団体か」という論議もあるが、これもこのような対立で捉えてはならない。**運動が盛り上がれば学生自治会は闘争団体となり、運動が冷え込むときは互助団体となる。**学生自治会執行部と学生全体との関係は相互作用的なものである。つまり学生自治会の方針は学生の集合意志を反映するものである（単なる鏡像ではないし、またそうあってはならないのは述べたとおり）以上、それはやむを得ないことである。しかし、闘争団体として勝ち取った地平は互助団体としての学生自治会に温存される。時に、それが闘争によって勝ち取った地平だということすら忘却されようとも、その闘争団体的性質は一貫して維持されるのである。したがって、「**闘争団体か互助団体か**」と学生自治会の持つ両面性の片方だけを取り出して、**優劣や主従関係を規定すべきではないのだ。**互助団体としての学生自治会が存在できるのは、闘争団体としての学生自治会があり、それが何かしらの権利や制度や物質力を獲得したからだ。闘争団体としての学生自治会が存在できるのは、互助団体としての学生自治会があり、それが闘争の前提となるような日常的な学生同士の交流を作ってきたからだ。

（６）共産主義者と学生自治会

最後に、共産主義者と学生自治会という観点について。共産主義者は、ソヴィエトがまさしくそうであったように、学生自治会に直接的な革命的役割を期待してはならない。逆説的なようだが、学生自治会は直接的には革命的に見えないからこそ革命的**存在**なのだ。仮に学生自治会を単なる伝導ベルトとして扱うならば、それは「革命的」に見えようとも、ただの仮象でしかなく、むしろその革命的役割を自ら掘り崩していくことにしかならない。伝導ベルト観——それは「七

中委イズム」的形態を取ることもあれば、「反戦自治会論」的形態を取ることもある——は目的意識性の現れではなく、むしろ戦略性の無さを示すものでしかない。「七中委イズム」的にせよ、「反戦自治会論」的にせよ、**伝導ベルトとしての学生自治会では、学生全体にヘゲモニーを及ぼすことはできないし、ましてや学内の労働者＝教職員を指導する一個の学生全体の勢力となることはできない。**

いま求められているのは、まさしくロシア革命を成功に導いたレーニンの精神だ。レーニンが1917年に「すべての権力をソヴィエトへ」をスローガンとして打ち出したとき、ソヴィエト内の多数派は臨時政府支持＝継戦派の諸政党であり、臨時政府打倒＝反戦派のボリシェヴィキは少数でしかなかった。しかしレーニンは、継戦派の政党が権力を取っていようとソヴィエトの革命的役割は揺らがないと見抜き、ソヴィエトの強化を訴えたのだ。結果がすぐに出たことは言うまでもない。このような精神——**知的・道徳的指導であり、区別と連関・相互作用の哲学**——こそがいま必要なのだ。

そもそも人間の運動においては、自然科学のように時空を超える普遍の真理というものは存在しえない。共産主義を目指す革命家にとっては、その目的意識に照らし合わせて時宜に合うものが「正しい」ものであるし、学生自治会をはじめとする各種の団体においては、大衆を最も獲得した思想が「正しい」ものである。したがって、**両者の「正しさ」はまったく別の審級に根拠を置いている。**だからこそ、この二つの「正しさ」が同じものになる状況——共産主義者にとって時宜に適い、かつ大衆を最も獲得する思想を作り上げる——を作り上げることが課題になる。共産主義者と学生自治会との間に存在する区別と連関および相互作用に立脚してはじめて、この課題をしっかりと捉え、その課題の乗り越えを模索することができるのだ。共産主義者と学生自治会との間に存在する（しなければならない）連関や相互作用は、両者間の区別を前提にする。この区別を捨象した「一体」は、すこしも革命的ではない。なぜならば、区別を認識しなければ、連関も相互作用も認識することができないからだ。その場合、別の審級に根拠を置く「正しさ」の合一という課題は認識されず、ただ「一体」に基づいて学生自治会を伝導ベルトへと矮小化することにしかならない。

（７）結論

学生自治会建設運動とは、決して私たちの運動や勢力の同心円の拡大を意味するのではない。そうではなく、まさに大学という一つの疑似市民社会に革命を起こす運動なのである。学生自治会をめぐる方向性を鮮明に、丁寧に一致し、改めてコロナ危機下での全国学生自治会再建に取り組もう！

第Ⅴ章 政治闘争

【Ⅰ】短期方針～秋の政治行動の成功を

(Ⅰ) コロナ危機と全学連の前進

すでに述べられているように、コロナ危機はこの社会が新自由主義によってすでに崩壊していたこと、権力者や資本家ではなく労働者民衆こそがこの社会を運営していることを全社会的・全世界的に暴露した。それを受けて、世界各国で無能な権力者に対する怒りが爆発している。日本でもコロナ危機が民衆の政治意識を活性化させ、情勢は極めて流動的となっている。

この中で、全学連はこの半年大きな前進を遂げた。これまで「日常」こそが問題だと訴えてきた取り組みが、様々な領域、そこで活動する学生と結びつき、これまで出会えなかったような学生と結合することができている。7月4日に河原町通を席卷したデモ＝写真下（京大全学自治会同学会と共催）や8・6ヒロシマ闘争には、コロナ感染拡大が懸念される中でも、いまだからこそ闘うことの意義を見出した多くの学生が参加している。この広がりをもっと広げていくとともに、より時代認識や方針で論議を交わし固い連帯へと発展させていこう。

(Ⅱ) 秋の反戦デモを成功させよう

このために、10月下旬に全学連として反戦政治行動を設定しよう。（※コロナ感染状況との兼ね合いから、具体的な日程や開催形態については追って決定することとしたい。）

京都の7.4河原町デモを成功させた要因は、「どうやって運動を組織するか」つまり「どうやったら多くの人が主体的に運動に参加できるか」「いかに『予定調和の左派のお仕事』ではなく



『怒りを解き放つ本物のデモ』を作るか」という問題をデモ以前から日常的に討論し、その思想に立脚して、メディア・アクティビズムやサウンド・デモなどの手法を取り入れたことにある。しかし、この思想は7.4河原町デモのような経済闘争（学費問題）に適用されるに留まってはいけないはずだ。むしろ、反戦政治闘争のような課題に

こそ、最も適用されるべき思想ではないだろうか。この思想をより深く実践として発展させるものとして、秋の反戦デモを実施しよう。また、この間広がっている連帯の輪をより固い団結へと結びつけるものとしても反戦デモを位置づけよう。

ぜひ、各大学の学生自治会やその他の学生団体でも全学連が主催するデモへの賛同・協賛を提起してほしい。実際に賛同・協賛が決定かどうかよりも、そういう挑戦を第Ⅳ章で確認した知的・道徳的指導を前提にできるかどうかが重要だ。

★スローガン案（参考までに一例として）

「敵基地攻撃能力の保有反対！ 軍事予算をコロナ対策へ！」

(Ⅲ) 資本主義国家の正体を暴露しよう

政府はいま数多くの汚職にまみれている。森友・加計疑獄、IR汚職、河井汚職…… さらに臨時国会の招集拒否など、憲法無視も常態化している。

ところで、これに対して「立憲主義守れ」の立場で政府を批判するのは正しいだろうか。これは資本主義国家体制について無理解か、あるいはそれを擁護する立場での批判でしかなく、私たちはこうした立場を取るべきではない。（もっとも立憲主義は大学の憲法の授業でも当然のように教えられるので、「立憲主義守れ」の立場で政府を批判する人々を敵に回すことを意図するものではない。）

そもそも、これまでの階級社会における国家権力が支配者の人格と結合し、その保護を第一義的目的としていたのに対し、資本主義国家は支配階級の人格とは結合せず、「万人に平等に保障された」私有財産制の保護を目的としている。もちろん、私有財産制が「万人に平等に保障された」権利であるというのはペテンの最たるものであり、実際に保障されるのは資本家にとっては合法的に労働者を収奪する権利であり、労働者にとっては自らの労働力売る権利（賃労働と資本の関係）でしかない。しかし、ペテンではあっても、こうした私有財産制を保障することが資本主義国家の最大目的である。

したがって、資本主義国家が立憲主義の形態を取るのは自然なことである。支配者の人格を保護するのではなく、私有財産制という制度を保護する資本主義国家は、まさに私有財産制を定めたブルジョワ憲法を守ること（つまり立憲主義）が目的だからだ。それゆえ、「立憲主義守れ」とは取りも直さず「ブルジョワ国家を維持せよ」というスローガンにほかならない。

こうした資本主義国家体制そのものとも言える立憲主義すらも軽視・無視していることは、安倍政権というかたちで人格的に表象されている日本資本主義の危機的状況を表現するものである。すなわち、全学連としては、「立憲主義守れ」の立場から政府を批判するのではなく、それ

ほどまでに（資本主義国家の体裁を維持することすらできないほどまでに）追い詰められた日本資本主義の最末期的状況を暴露し、政府をしてより一層法規範を逸脱せしめ、それによって通例は隠蔽されている階級対立を顕在化させ、反政府闘争＝階級闘争という構図を作り出し、これに労働者民衆を決起させることであろう。

もちろん、多くの民衆、特に憲法を学んだ学生であればなおさら、「立憲主義守れ」という立場を当然のものとして受け入れるであろう。したがって、決してそういう人々を彼岸に置く必要はない。しかし、原則としてはこのような思想に立脚し、資本主義国家の正体を暴露するものとして闘っていかなければならない。

（４）日常的な政治闘争に取り組もう

政治闘争とは、一日限りの集会やデモを行うことではない。デモや集会にしても、大衆的に準備し大衆的に総括しなければならないし、そうした行動を準備する日常の取り組みが必要だ。

一日限りの集会やデモに満足するのではなく、普段から連続的に政治闘争に取り組もう。８・６ヒロシマ大行動が一年間を通じての拡声器攻防―平和記念式典のあり方を問う取り組みによって発展していることを模範としなければならない。発展を志向し試行錯誤（当然その中には良い結果を出す挑戦もあれば悪い結果を出す挑戦もある）する運動を促進していこう。

【２】中長期方針～資本主義の超克のために

※以下は今後深めていくべき課題として、私案的に提出するものである。

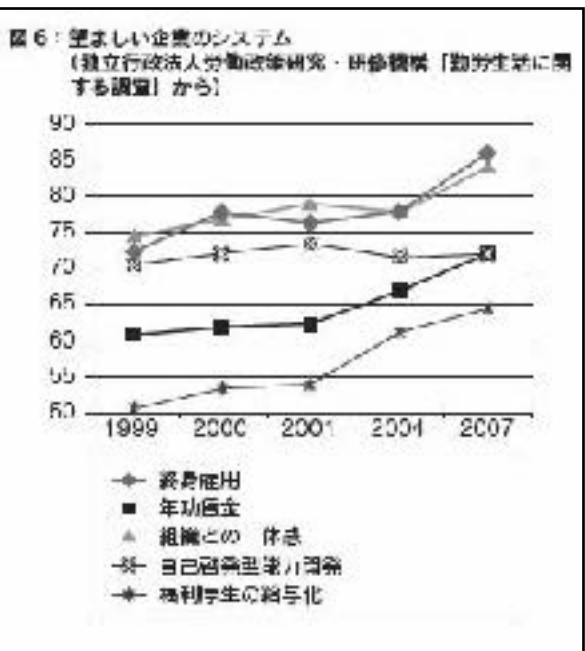
（１）現状認識

- 新自由主義におけるホモ・エコノミクス化との対決の問題；新自由主義があらゆる中間団体（労働者階級の側だけでなく、会社すらも）を解体したことに伴い、分断された個々人は直接に市場の構成要素となり、自らを一個の疑似資本と認識せざるを得なくなる状況。
- 新自由主義への反感と怒りの爆発；一方で、こうした新自由主義への反発は国家独占資本主義に対する哀愁を伴うこともありながら高まっている。例えば「日本型経営」に対する労働者・資本家双方からの再評価の傾向など。また、全世界で人々を生存・生活できなくさせている新自由主義に対する怒りが爆発していることは第Ⅰ章などで述べたとおりである。
- したがって、新自由主義は一方において中間団体を解体し人々に市場原理を内面化させるとともに、新自由主義ヘゲモニーは完全なものとして確立しているわけではなく、往々にして

国家独占資本主義時代への哀愁を伴いつつも新自由主義への反発や怒りもまた拡大している（右グラフ参照）。

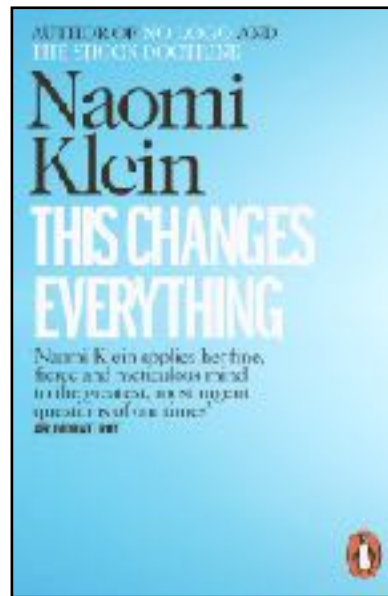
（２）成長神話からの脱却のために

- 資本主義がたびたび政治的危機に見舞われながらも継続してきたのは、資本主義が成長神話を作り出してきたからである。この神話は国家独占資本主義時代には「実話」であり、構造改革派のような資本主義万能論、資本主義への屈服も左派から発生した。この「実話」は1974年の世界不況によって崩れたものの、神話としては新自由主義になってからも維持されている。それどころか新自由主義は、この神話を再生産することによって、つまり「経済成長ができないのは新自由主義的改革が不足しているからで、必要なのは一層の新自由主義的改革だ」という論理によって、自らを正当化してきた。まさにその典型がアベノミクスであり、中華未来主義であろう。
- 日本の左派が安倍政権を批判する際も、あくまで「アベノミクスでは経済成長＝デフレ脱却はできない」という論理であり、成長神話を前提としている。
- しかし、コロナ危機と環境破壊（年々過酷になる猛暑、強大化する台風、集中豪雨の頻発）は、こうした成長神話から脱却する最大の好機である。コロナ危機と環境破壊によって、人々はもはや成長神話からの訣別の必要性を感じ始めている。
- さらにタイミングが良いのは、反緊縮の盛り上がりである。緊縮こそは、新自由主義イデオロギーの象徴であった。その緊縮に対して、この間欧州をはじめ世界各地で民衆の怒りが爆発している。こうした世界的な反緊縮の怒りは日本にも持ち込まれている。だが、山本太郎の掲げる反緊縮は、やはり先述のように成長神話を土台としたものであって、成長神話を土台とする限りは反資本主義という決定的方向性を採ることはできない。成長神話と訣別するものとして、反緊縮の理論＝MMTを活用していくべきである。



(3) ホモ・エコノミクスを離脱するために

- 新自由主義が一方において人々の怒りや国家独占資本主義への哀愁を生み出しつつも、他方において人々をホモ・エコノミクス化してきたことは述べたとおりである。後者の問題、すなわちホモ・エコノミクスからの脱却のために、日常生活における貨幣経済の領域を減少させることが重要である。このためには、上からの政策と、下からの運動の二つが必要になる。
- 上からの政策として重要なのが、米大統領選などで話題となっているグリーン・ニューディール政策である。すなわち、
 - あらゆる人への十分な賃金（BIを含む）
 - 社会保障、有給、年金の保障
 - 医療、住居、経済的安定、水、空気、安全な食べ物、自然へのアクセスの保障
 - 教育と職業訓練の保障
 - 100%再生可能エネルギー
 - 環境負荷の少ないインフラ、建物の整備、補修
 - 電力のスマートグリッド化
 - 公共交通機関の拡充、無償化
 - 製造業、農業のグリーン化である。



- 特にBIについては、単なる現金給付ではなく、医療・住居・教育等は無償あるいは安価で保障することにより、日常生活における貨幣経済の占める割合を減少させていくものとして導入されなければならないだろう。自己責任原則に基づく社会保障切り捨てと一体となったBIの導入ではなく、人間の文化的生活については貨幣を必要としないことにより、人間生活における貨幣の役割を低下させる＝物象化からの脱却の一助となる。
- 下からの運動として重要なのが、新自由主義イデオロギーの広まらない空間すなわち市場原理とは異なるヘゲモニーを持つ空間を維持あるいは創造することである。全学連的に言うならば、学生自治会を通じて大学をそういう場として維持していくことである。そのような空間が社会内に存在しない限りは、こうした運動は現実味を持たず力を失ってしまう。そして、運動が力を失えば、グリーン・ニューディールは容易に新自由主義的政策として実現されてしまうだろう。

- 大学を市場原理とは異なるヘゲモニーを持つ空間として維持していくためには、新自由主義によって解体されようとしている中間団体であって、かつ市場原理がヘゲモニーを持っていない中間団体との連帯が重要になってくる。典型的には労働組合のような、市場原理とは異なるヘゲモニーを有する中間団体と連帯することは、大学をそのような場として維持していくために必要不可欠であろう。
- また資本主義の矛盾を象徴する問題に学生自治会が取り組むことが重要だ。現場で闘う運動として、反差別・環境保護運動を再生・創造していこう。※同学会第二次再建時の「溶鉱炉」

(4) 反戦運動の重要性

- 日本の歴史的特殊性（第二次大戦における加害と被害の膨大さによる人民の根強い反戦意識）や地政学的特殊性（北太平洋の西端、ユーラシア大陸の東端に位置し、米中の狭間にあることによって戦争が現実的問題としてあること）に規定されて、日本の反戦運動は世界各国の中でも格段に社会運動内で重要な位置を占めるであろう。

(5) 全体に共通する課題として

- 中長期的戦略を立てる組織の必要性、逆に言えば継承性を持つ組織が中長期的戦略を立てる必要性。
- 活動家の役割；①中長期的戦略から逆算して理論を丁寧に作り上げる、②その理論を大衆がやる気の出る短期的方針として社会に打ち出す。例えば、「安倍政権が終わっても資本主義である限りは変わらない」というのは真実であるが、一方で資本主義を変える力は活動家の理論ではなく、「なんとなく今の政治はおかしいでしょ」「コロナで生活ができない」という自然な違和感や憤激である。違和感や疑問を怒りとしてまずは引き出し、それを中長期的戦略に合致する方向で束ねあげることが活動家の役割である。
- また、昨年大会議案でも提起したように、労働運動の衰退に伴って、「社会運動が社会を変える」という確信を持てない若者が増えている。こうしたニヒリズムを未来志向へと転換させるための積極的なビジョンを打ち出すことも必要だ。しかし、ビジョンに獲得力を持たせるためには、現場で小規模に成功していることが前提となる。現場で小規模にそのビジョンが成功しているからこそ、社会全体でも成功する可能性を人々は見出すのである。説得力の持つ運動を現場で作り上げていこう。

→全学連に結集する学生は、理論の深化と実践とを一体的に実現し、この事業を担う責任勢力となろう。

第Ⅵ章 諸闘争

【1】活動の権力からの防衛

2012年京大同学会再建をはじめとした全国大学での学生自治会建設運動は、その中心的人格に対する激しい処分・逮捕の攻撃との闘いでもあった。

＜例＞

京大 14年 デモ中の公務執行妨害でっちあげ逮捕

〃 公安警察の学内監視とその摘発（京大ポポロ事件）

広大 13年 法大への建造物侵入を理由とした不当逮捕・処分策動（自治会建設過程）

学生自治会をつくって全学自治を組織し、力を持った学生総体の恒常的な団結体をつくろうとすることは、萌芽ではあっても、それが大学・社会のあり方を変えていく現実性を持つが故に、大学当局は国家権力と一体となって襲いかかってくる。

日常不断のキャンパスでの運動と団結の形成とともに、この弾圧に負けないで仲間と運動を守り抜くための、権力と闘う姿勢・体制と思想をつくりあげていくことが必要だ。

（1）ビラ撒きすらさせない弾圧

ビラを撒くということは、問題を訴えて仲間をつくっていく最も初歩的で基本的な活動だが、このビラ撒きさえもが苛烈な弾圧の対象になっている。2018年に京大で闘う3学生が、2019年には斎藤前委員長が、「建造物侵入」の容疑で不当逮捕された。いずれも京大構内でビラをまいたことが犯罪とされ、起訴されて有罪とされている。大学側は自ら大学自治をかなぐり捨て、頻繁に警察と結びついて弾圧する機会を狙っていた。大学が刑事告訴するタイミングさえ警察の指示によるものだった。大学側は「裁量権」「管理権」を理由にして、実際は都合の悪い学生を排除してビラ撒きさえ認めないという大学の私物化をおこなっている。狂暴ではあるが、それだけ学生が決起を恐れているということの裏返しでもある。

こうしたビラ撒き弾圧は戦前の治安維持のやり方でもある。治安維持法が初適用された1925年の京都学連事件も、同志社大に軍事教育反対運動のビラが貼られていることを特高警察が問題視したことから始まっている。京都学連事件後には、立て看板禁止やビラ配布の禁止が定められ、

東大では警察が学内に公然と侵入してビラ撒きを取り締まり、ビラ撒きが理由の退学処分まで行われた。こうした弾圧の行きついた先が学徒動員である。学生運動つぶしから全面的な戦争動員へ。戦前と同じ道を大学はたどろうとしている。

★参考：『「思想統制」から「教学錬成」へ—文部省の治安機能—』 荻野富士夫

（2）弾圧と闘う武器は完黙・非転向と培ってきた団結

権力側の狙いは運動の解体と転向強要＝仲間への裏切りを迫ることだ。この弾圧の狙いを達成するためには、こちらにしゃべらせる以外ない。こうした弾圧に勝ち抜く力は、不当逮捕された場合は、仲間を信じて警察権力にたいして完全黙秘・非転向を貫くことであり、その仲間は全力でこの不当逮捕を社会問題化して運動・団結をさらに拡大することにある。「警察権力には何も情報を与えない」というシンプルなことが、弾圧の目的を潰し仲間を守る力になる。

ビラ撒きや立て看板を出すことにさえ弾圧が狙われ、当局と非和解的な対立が生まれる現状を見据え、弾圧に対し、いつでも反撃できる体制を構築・強化していこう。

★不当逮捕されたときの弁護士選任先（これだけは伝えて後は完全黙秘）

救援連絡センター：03-3591-1301(東京市外局番の03+「さーごくいりいみおおい」)

（3）弾圧との闘いを社会的反撃に

運動はそれとして単純・純粋な「おかしいことに対する怒り」から始まるが、それが大学当局や権力にとっては認められないものであり、非和解な要望だからこそ明確な敵となって弾圧に乗り出してくる。運動が当然のもの、力をもったもの、決定的なものになればなるほど敵は死活をかけて弾圧を狙ってくる。

その一方で弾圧との闘いは多くの学生・労働者市民の関心をあつめ、社会的連帯・反撃をつくるバネともなる。そのためには、団結と運動を日々社会的に通用するものへと鍛え上げていく努力と、連帯を広範に求めていく取り組みによって、自分たちと同じように不当な現状を変えようと真剣に取り組んでいる、核心的な運動体・人格と固く結び付くことが重要だ。公民権運動やBlack Lives Matter (BLM) の闘い、香港の国家安全維持法との闘いも、あたりまえの要求すら弾圧する権力と徹底的に闘い抜くなかで支持を拡大してきた。

雨降れば地固まる式に、弾圧をバネにできるような強い団結と運動、連帯をつくっていこう。

【2】全学連大会襲撃事件 国家賠償請求の闘い

今回で第81回となる全学連大会は、学生運動全体を牽引し、社会を変える実際の運動として爆発させるものであるからこそ、例年、国家権力によって公安警察が大量動員される、重大な監視対象とされてきた。そして、2016年9月の大会に対して、警視庁公安部はついに一線を越えた対応をとってきた。大会参加者に対し、白昼堂々と殴る・首を絞めるなどの暴行を働いてきたのだ。

これに対し、全学連は同年11月、公安警察による暴挙を絶対に許さない決意で警視庁公安部の15人と東京都を相手に国家賠償請求訴訟をおこした。18年2月には証拠保全のために裁判長らが警視庁に立ち入り、メディアも報道、大注目を集めた。警視庁は自ら現場で撮影していた動画でさえ提出を拒否し、不正義性を露にした。国家賠償請求訴訟の裁判はついに結審・判決を迎える。国家権力によるむき出しの暴行を許さないために、国家賠償請求に絶対に勝利しよう。

★裁判スケジュール（場所はいずれも東京地裁）

結審（最後の口頭弁論）10月8日(木) ／判決：21年1月18日(月)

【3】関生支部への弾圧に反撃を

全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部（関生支部）は、生コンクリート産業の産業別労働組合として、セメント大資本やゼネコンによる労働者・中小企業の搾取・収奪に団結を武器に立ち向かっている。この関生労働運動の壊滅を狙った国家権力の総力を挙げた大弾圧は「労働組合のない社会」をつくり、改憲・戦争に向かう最先端の攻撃だ。

（1）労働組合の解体許さず団結を守り抜いた

2018年7月以降の弾圧で、逮捕者のべ89人、起訴のべ67人、搜索箇所は百数十にのぼる。その内実は違法性の全くないピラマキを「恐喝未遂」、ストライキを「威力業務妨害」とする、憲法・労働組合法を踏みにじった弾圧だ。逮捕された組合員には家族への脅しや切り崩し、露骨な組合脱退強要が行われた。国家による未曾有の不当労働行為であり、この攻撃を許せば労働組合に未来はない。

この労組絶滅攻撃に対し、現場組合員を先頭に関生支部は怒りを爆発させ、悪辣な攻撃に屈することなく広範な反撃陣形をつくってきた。今年の5月29日、6月1日には、1年9カ月（640

日超）にもおよぶ長期勾留からついに武建一委員長と湯川裕司副委員長を奪還した！ この戦時下弾圧を打ち破ってきたカギは、団結を守り抜いてきたことにある。

（2）資本主義の根幹揺るがす闘いに連帯を

1982年の第1次弾圧時、セメント工業会と日経連の会長を歴任した大槻文平は「関生の運動は箱根の山を越えさせない」「関生の運動は資本主義の根幹にかかわる」と言い放った。関生労働運動こそが、「労組なき社会」「非正規だけの社会」を許さず、すべての労働者が生きられる社会を実現するものだ。

11月1日に日比谷野外音楽堂で、関生支部、動労千葉、港合同の3労組と国鉄闘争全国運動が呼びかける全国労働者総決起集会が開催される。学生も結集しよう！

【4】沖縄 新基地建設阻止に連帯を

（1）コロナ禍に乗じて基地建設進める政府

防衛省沖縄防衛局は6月12日に基地建設関連業者のコロナウイルス感染によって止まっていた基地建設の工事を再開した。また10日には石垣島の陸上自衛隊配備計画に伴う駐屯地建設工事も21日ぶりに再開された。同月7日に投開票された沖縄県議選で辺野古新基地建設反対派が過半数を占めたにも関わらず安倍は「自民党の議席がだいぶ増えた」と言い工事再開に踏み切った。

8月6日には辺野古基地建設にともなう海上警備の作業員が新型ウイルスに感染したことが発覚したが工事は継続。政府は国民に外出自粛を要請する一方で、基地建設の工事は作業員に感染者が出て継続するとしているのだ！

（2）粘り強い闘いで基地建設計画を破産に追い込む

最近では、辺野古新基地建設計画そのものが破綻していることも明かになっている。埋め立て予定地が軟弱地盤であることが判明し、防衛省は地盤改良に4年を見込んでいるが、この工期で済む根拠は何もない。何よりも辺野古現地で県内・県外の労働者市民が座り込みを行い、土砂搬入を遅らせている。昨年の5月沖縄闘争で全学連が全国の労働者と共に200人で座り込みをした際には午前中の資材搬入を阻止することができた。

辺野古現地では日々の闘いで破綻している基地建設計画をさらに追いつめているという実感があり、長期的な闘いの中で連帯の輪を広げていけば必ず基地建設は阻止できるという勝利感にあふれている。

（３）基地撤去を実現するのは労働者・学生の決起

政府がどんなに困難でも辺野古基地建設にこだわるのは、沖縄人民の基地建設阻止の闘いが全基地撤去・日米安保粉碎の闘いに発展することを恐れているからである。

日米安保の最大の実体としての沖縄は、朝鮮戦争、ベトナム戦争、イラク戦争でも最先端の出撃・兵站基地として運用されてきた。だからこそ沖縄の労働者市民が基地反対で闘うことは日米の侵略戦争を止めることに直結しているのだ。ベトナム戦争中の1971年には「全基地撤去」を求めて2度の全島ゼネストを闘い基地機能を停止させて爆撃機の出撃を阻止した。

現在、在沖米軍内でも新型ウイルスの感染が拡大しているなかで、基地内の感染状況も明かされないまま休日出勤を強制されたり、と理不尽な扱いを受けている基地労働者からは「改善されなければボイコットしかない」（7/19 沖縄タイムス）という声もあがっている。基地労働者はふたたび立ち上がる情勢に入っている。

（４）全基地撤去・日米安保粉碎へ

南西諸島への自衛隊配備も、昨年10月に琉球新報が報じた、核搭載可能な新型中距離弾道ミサイルの沖縄などへの大量配備計画も、米軍那覇軍港の浦添移転も、日米安保同盟を核戦争同盟として転換していく流れと一体ものだ

昨年の5月沖縄闘争の座り込みの闘いをさらに大きく展開できれば基地建設計画を白紙撤回させることは可能だ。現地で闘う冲大学生自治会と共に全学連は辺野古新基地建設を阻止し、全基地撤去・日米安保粉碎に向けて闘おう。

【５】星野さん・大坂さんの闘いと連帯しよう！

※大坂正明さんから全学連大会に向けて連帯メッセージが届いています。別冊連帯メッセージ集冒頭に掲載しているので、ぜひお読みください。

星野さんと大坂さんは全学連の闘士として反戦闘争の先頭に立ち、1971年11月14日の沖縄返還協定批准阻止・渋谷デモに決起した。国家権力は渋谷闘争を貫徹した二人を、殺人犯にでっち

上げ、星野さんは44年にわたり獄中生活を続け、大坂さんは46年にわたって不当な指名手配を受けてきた。そして国家権力は獄中で体調の異変を訴える星野さんを手遅れになるまで放置し、昨年5月30日に星野さんの命を奪った。星野さんの命を奪い、大坂さんを不当に拘留し続ける国家権力に全力で反撃を叩きつけよう！

（１）沖縄全島ゼネストに連帯し、渋谷デモを貫徹

佐藤政権は当時「沖縄返還協定」を打ち出したが、それは米軍基地を残し、密約で核兵器の持ち込みも認めるというあまりにペテン的な内容だった。星野さんと大坂さんが決起した1971年11月14日の沖縄返還協定批准阻止・渋谷デモは、構造的にも政治的にも分断された「本土と沖縄」が連帯できるのかどうか問われた歴史的な闘いだった。

沖縄の闘いに連帯しようと呼びかける11.14渋谷デモに対して佐藤政権は徹底弾圧体制を敷いたが、デモ隊は闘争を貫徹。この闘争で機動隊1名とデモに決起した教員1名が亡くなった。国家権力は星野さんと大坂さんを機動隊殺害の実行犯にでっち上げ、75年に星野さんを逮捕した。しかし、星野さんと大坂さんを実行犯とする物的証拠は一切無く、未成年の学生に対して拷問的取り調べを行って引き出した「供述」のみで「殺人犯」にでっち上げたのだ。

国家権力は、本土と沖縄の分断状態を打ち破って渋谷暴動が貫徹されたことに恐怖し、体制の危機を感じたからこそ国家の全体重をかけた凶暴な弾圧を仕掛けたのである。星野さん・大坂さんへの弾圧を打ち破る闘いは国家犯罪を暴き出し、本土と沖縄の分断を打ち破る巨大な闘いを復権していくものになる。

（２）星野国賠と大坂裁判の勝利へ

星野さんの命を奪った国家権力の責任を問う国家賠償請求の闘いが始まった。妻の星野暁子さんが原告となり国家賠償請求の第1回口頭弁論が6月22日に東京地裁で開かれた。星野さんの獄中死を調査した弁護団が権力犯罪を徹底追及し、裁判終了後の記者会見では星野暁子さんは「この裁判は負けない裁判です。法廷だけでなく外の世論が裁判を左右します。」と裁判の支援を訴えた。

2017年に大坂正明さんが逮捕されたが、国家権力は大坂さんが機動隊員を殺したという物的証拠が一切無いために、逮捕から3年経っても公判すら始められない。大坂さんと



支援者は、裁判の中で権力のでっち上げの全容を暴き、星野再審の扉を開く闘いを決意している。

全学連と共に闘う学生はこれまでも、絵画展を通じて星野さんの全証拠開示・再審請求を求める署名を集めてきた。今後も星野さんの意思を継ぎ、大坂さんの無罪奪還のために連帯して闘っていこう。

【6】反戦・反核闘争

（1）「黒い雨」訴訟の全面勝利から核武装許さない闘い

広島・長崎に核が落とされてから75年である、今年7月29日、原爆投下後降り注いだ「黒い雨」被曝による健康被害を訴えた84人全員が「被爆者」と認定される画期的判決が出された。しかし、厚生労働省の意を受けて広島県・市は8月12日に控訴に踏み切った。この判決が内部被曝を正面から認める内容であり、2011年福島原発事故後9年経っても消えないフクシマの怒りと結びつくことを恐れているからだ。政府は、内部被曝の影響を認めず、福島での小児甲状腺がんの患者数が200人を超えてなお「原発事故の影響とはいえない」と責任逃れを続け、原発の再稼働さえも狙っている。

政府は徹底的に内部被曝を認めないことで、被曝者の存在を抹殺して核政策を推し進めている。原子力発電からできるプルトニウムを、核武装にいつでも転用できる体制を進めるためだ。内部被曝の影響を認めさせる「黒い雨」訴訟、フクシマの闘いは命を守る闘いであると同時に、核武装を許さない闘いだ。

（2）今年の8・6を貫徹！

このコロナ下での「自粛」情勢を吹き飛ばし、今夏8・6ヒロシマ大行動を打ち抜いた。広島市はコロナを口実に被爆者・遺族を式典から、平和公園から締め出す一方で、改憲・戦争にむけて突き進む安倍を、式典に招待した。広島市と対決するかたちで、朝鮮戦争時1950年以来の集会禁圧情勢のな



か8・6ヒロシマを（感染対策をしっかりと行って）「自粛」せずに反戦・反核で闘い抜いた。

戦後大学の「大学自治」「学問の自由」は、学生が学徒動員や軍事研究を二度と繰り返させない闘いに立ちあがったところから始まった。現在、世界的な核戦争情勢のもとで、ふたたび大学は国家とその戦争に寄与する機関になろうとしている。学生はキャンパスから反戦・反核の闘いに立とう！

【7】三里塚

（1）三里塚闘争とは

佐藤内閣は1966年6月22日、成田市三里塚への空港建設を閣議決定。住民への説明をほとんど行わないまま同年7月4日に「新東京国際空港の位置および規模について」を閣議決定した。これに対し空港用地の大半を所有する農民が中心となって、三里塚芝山連合空港反対同盟を結成して本格的に反対運動がはじまった。以後54年間、土地収用法や成田治安法といった国家暴力そのものといえる悪法を打ち破り、機動隊の暴力や度重なるだまし討ち、空港開港による重圧にも屈せずに農地を守り抜いてきた。

（2）コロナ情勢で迎えた新局面

現在の三里塚闘争が直面しているのは、市東孝雄さんの農地取り上げとの闘いと「空港機能強化」との闘いだ。空港会社（NAA）と国は市東さんの耕作地が農地改革でも解放されなかった残存小作地であることに目をつけ、本来耕作者の権利を守るためのものである農地法を脱法的に適用して、むりやり農地を奪おうとした。最高裁はこれを追認し、これにたいして反対同盟と市東さんは請求異議の闘いに立っている。国家とNAAによる農地強奪を許さない。

この間「空港機能強化」との闘いは新局面を迎えている。新型コロナウイルスの感染拡大によって航空需要は激減し、機能強化＝第三滑走路建設、B滑走路の延伸と深夜・早朝の飛行時間延長は不要となったにもかかわらず、NAAは「航空需要の回復に貢献する」などとして機能強化を進めようとしている。NAAの利益のために騒音被害や落下物の恐怖を住民に押しつけようとする空港機能強化を粉碎しよう！ 9・27三里塚全国総決起集会へ結集しよう！

以上